

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 28 年 6 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

F A X : 03-5251-2151

○情報提供窓口 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

（※一部の I P 電話等からは 03-3581-9909 におかけください。）

F A X : 03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

○メールマガジン配信サービス

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 28 年 6 月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 28 年 6 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

目 次

【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 証券監視委の概要	4
第1 証券監視委	4
1 委員会	4
2 事務局	4
第2 地方の事務処理組織	4
第2章 監視活動の機能強化への横断的な取組みと今後の課題	6
第1 市場規律の強化に向けた取組み	6
1 証券監視委としての取組み	6
2 自主規制機関等との連携	7
3 関係当局等との連携	8
4 情報発信の強化	8
第2 市場監視体制の充実・強化	9
1 組織の充実	9
2 情報収集・分析能力の向上	10
3 監視を支えるシステムインフラの強化	10
4 市場監視の実効性向上に向けた証券監視委内横断的 な取組み	10
第3 市場のグローバル化への対応に向けての取組み	12
1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視	12
2 体制整備及び人材育成	14
第4 建議	15
1 建議の目的及び権限	15
2 建議に基づき平成27年度に執られた措置	15
3 その他の措置	16
第5 今後の課題と取組み方針	16
第3章 市場分析審査	19
第1 概説	19
1 市場分析審査の目的	19
2 平成27年度における活動状況	19
第2 一般投資家等からの情報の受付	19
1 効果的な情報処理態勢の構築	19
2 情報提供件数増加のための対応等	20
3 情報の受付状況	21
4 情報の活用	21
5 今後の対応	22

	6 証券監視委の職員を装った悪質な電話について	22
第3章	市場動向分析	22
	1 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	22
	2 市場構造の変化と市場動向分析	24
	3 今後の対応	26
第4章	取引審査	26
	1 取引審査に係る重点的取組み	26
	2 法令上の根拠	26
	3 取引審査の実績	26
	4 今後の対応	28
第5章	関係機関との連携	28
	1 財務局等との連携	28
	2 自主規制機関との緊密な連携	28
第6章	今後の課題と取組み方針	29
第4章	証券検査	31
	第1章 概説	31
	1 証券検査の目的	31
	2 証券検査の権限	31
	3 平成27年度における活動状況	33
	第2章 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	34
	第3章 検査実績	44
	第4章 検査結果の概要	46
	1 第一種金融商品取引業者に対する検査	46
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査	46
	3 投資助言・代理業者に対する検査	46
	4 投資運用業者等に対する検査	47
	5 金融商品仲介業者に対する検査	47
	6 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	47
	第5章 証券検査の結果に基づく勧告等	47
	1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に 基づく勧告	47
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に 基づく勧告	53
	3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	53
	4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告	54
	5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果 の公表	55
	第6章 証券検査の結果認められたその他の主な問題点	61
	1 第一種金融商品取引業者における問題点	61
	2 第二種金融商品取引業者における問題点	62

	3	投資助言・代理業者における問題点	62
	4	投資運用業者における問題点	63
第7		無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	63
第8		今後の課題と取組み方針	65
第5章		取引調査	67
	第1	概説	67
		1 取引調査の目的	67
		2 取引調査の権限	67
		3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額	67
		4 平成27年度における活動状況	68
	第2	取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	69
		1 勧告の状況	69
		2 勧告事案の概要	70
		3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	80
	第3	今後の課題と取組み方針	81
第6章		国際取引等調査	83
	第1	概説	83
		1 国際取引等調査の目的・権限等	83
		2 平成27年度における活動状況	83
	第2	国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	84
		1 勧告の状況	84
		2 勧告事案の概要	84
		3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	85
	第3	今後の課題と取組み方針	87
第7章		開示検査	88
	第1	概説	88
		1 開示検査の目的	88
		2 開示検査の権限	88
		3 開示検査結果に基づく勧告	89
		4 平成27年度における活動状況	91
	第2	開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等	92
		1 勧告の状況	92
		2 勧告事案の概要	92
		3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	94
	第3	開示検査の結果行われた自発的訂正等	94
	第4	内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を 行った事例	95
	第5	今後の課題と取組み方針	96

第 8 章	犯則事件の調査・告発	97
第 1	概説	97
1	犯則事件の調査の目的	97
2	犯則事件の調査権限及び範囲等	97
3	平成 27 年度における活動状況	97
第 2	犯則事件の調査・告発実績	97
1	告発の状況	97
2	告発事案の概要	98
第 3	平成 26 年度以前の告発事案に係る判決等の概要	106
第 4	今後の課題と取組み方針	110
	おわりに	112

【附属資料】

1 証券監視委の組織・事務概要	117
1-1 組織及び事務概要	117
1-2 証券取引等の監視体制の概念図	120
1-3 証券監視委の機能強化	121
1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	122
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	123
1-6 機構図	124
1-7 組織・事務に係る法令の概要	126
1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	140
2-1 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の 取組み～	141
2-2 証券検査に関する基本指針	144
2-3 取引調査に関する基本指針	171
2-4 開示検査に関する基本指針	175
3 証券監視委の活動実績等	182
3-1 証券監視委の活動状況	182
3-2 市場分析審査実施状況	183
3-3 証券検査実施状況	186
3-4 勧告等実施状況	194
3-5 申立て実施状況	300
3-6 告発実施状況	314
3-7 建議実施状況等	356
3-8 市場のグローバル化への対応状況	364
3-9 平成 27 年度 主な講演会等の開催状況	367
3-10 平成 27 年度 各種広報媒体への寄稿	369
4-1 一般投資家等からの情報の受付について ～皆様からの情報提供が、市場を守ります！～	372
4-2 年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ..	373
4-3 証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	375
4-4 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての 最近の事例	377

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「金融商品取引法」に改題）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
保 証 金 府 令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令第 75 号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第8期体制は、平成25年12月に発足し、平成26年1月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料2-1参照）を公表しました。この活動方針では、「機動性・戦略性の高い市場監視」、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」及び「市場規律の強化に向けた取組み」の3つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①情報力に支えられた機動的な市場監視、②重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施、④不公正取引等に対する課徴金制度の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応、⑦情報発信の充実、⑧自主規制機関等との連携の8つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいるところです。

1 今年度の取組み

本公表の対象期間である平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、平成27事務年度金融行政方針を踏まえ、与えられた権限・人的資源を戦略的に活用し、以下のとおり市場監視に取り組みました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みを促進するため、市場参加者との対話を強化し、市場への情報発信を引き続き積極的に行いました。また、首都圏以外では初めて近畿財務局で証券取引等監視委員会を開催し、あわせて近畿に所在する関係機関と意見交換を行うなどプレゼンスを高めることで証券監視委が「監視していること」についての認識度の向上に努めました。各種広報媒体への寄稿のほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識等のタイムリーな発信を行っておりますが、告発・勧告した事案について、それらの意義・特徴や発生原因等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めました。

日常的な市場監視については、引き続き、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、アルゴリズム取引等のIT技術を駆使した取引に係る実態把握等の取組みを進めました。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為等の問題が把握された場合には、証券監視委内の担当部門において調査・検査を行い、行政処分を求める勧告や刑事告発等につなげました。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、社債の販売を継続していた問題、アナリストが取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた問題、適格機関投資家等特例業務届出者が運営するファンドに対する適格機関投資家としての出資が、実質的に当該届出業者の負担により実態のない出資となっていた問題等が認められました。また、投資助言・代理業者については、顧客に対し特別の利益を提供する問題や、無登録で投資一任業を行っている状況等の問題等が認められ、金融商品仲介業者については、金融商品仲介業以外の業務で取得した法人関係情報を利用して顧客に勧誘する問題等が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為等が認められた金融商品取引業者に対して行政処分を求める勧告を行いました。

さらに、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行ったり、無登録で株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎを行うなど金商法違反行為が認められた者に対して、金商法第192条に基づく違法行為の禁止・停止命令の裁判所への申立てを行いました。また、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、運用方法や運用実績などについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いて虚偽の告知を行ってファンドを勧誘する行為といった法令違反行為のほか、出資・運用のずさんな管理、他のファンドへの配当・償還金や当社の経費にファンド出資金を流用するなど投資者保護上問題のある状況が認められたことから、その業者名等を公表しました。

不公正取引については、内部者取引、相場操縦及び偽計に関し、勧告を行いました。新たに、会社関係者が第三者に利益を得させる目的をもって重要事実や公開買付けの実施に関する情報を伝達していた行為に対し情報伝達行為に係る規制を適用して課徴金納付命令の勧告を行ったほか、PTS（私設取引システム）を利用して相場操縦を行っていた事案、上場維持のために株価を高値形成させた偽計事案についてそれぞれ勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した海外投資家による不公正取引に関しては、契約の締結交渉に際し、重要事実を知った海外の個人投資家による内部者取引や、海外の機関投資家が取引所市場とPTSの稼働時間の差異等を利用し、両市場を跨る形で相場操縦を行った事案や、高値に約定させる意思のない売り注文を発注するなどして、株価を下げた上で買い戻しをするなどして相場操縦を行った事案について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進め、課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、大幅な業績下落からの回復を急ぐ余り、利益の前倒しや費用の繰延べ、引当金の過少計上等の手法を用いた不適正な会計処理が広範に継続されていた事案や、有価証券届出書における記述部分に虚偽記載が行われた事案等について、課徴金納付命令勧告を行いました。

また、機動的な開示検査の実施のため、上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目した情報収集・分析を開始したほか、虚偽記載等を行った上場企業等に対しては、早期の自発的な訂正を促すことに加えて、事案の内容に応じ、その根本原因を究明し、適正な開示体制を確立するよう促すなどの取組みを強化しました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、市場全体に目を向け、幅広く、悪質な犯罪行為を摘発しました。

具体的な事例としては、上場企業の代表取締役及び取締役が、自分たちが保有する同社の株券を売却して利益を得ようと考え、売上高及び経常利益等を上方修正する旨の虚偽の内容を含むIR情報を公表するとともに、この虚偽に更に別の虚偽を加えた内容の有価証券報告書を提出したという事案について、偽計と虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で告発しました。なお、本件に関連し、告発した犯則行為以外の事実について、同社と取引のあった会社の実質経営者が詐欺罪等や関税法等違反でも起訴されており、経済事件としての広がりが見られました。

また、個人の投資家らが、2銘柄の上場株式について、ウェブサイトへ虚偽の文章を掲載し、不特定かつ多数の者が閲覧可能な状態にさせて、株価を上昇させ、保有している同銘柄の株式を大量に売却したという事案では、風説の流布及び偽計とこの2銘柄の大量保有報告書の不提出の嫌疑で告発しました。その内の1銘柄については、立会時間の開始前に大量の成行買い注文等を発注して株価を上昇させる等の相場操縦を行った嫌疑でも告発しています。

さらに、上場企業の代表取締役が、当該企業の純資産額の大半を架空資産により計上していた事案について、警察と連携しつつ調査を進め、虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で告発しました。

市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた「金融商品取引法における課徴金事例集」（不公正取引編及び開示規制違反編）を平成27年8月に公表しました。

2 今後の課題と取組み方針

以上のとおり、証券監視委はこの一年実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。

一方、金商法の累次の改正やITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展等、わが国市場はダイナミックに変化しており、市場監視もこのような変化に適切に対応していく必要があります。IT技術の発展に伴いアルゴリズム取引などの新しい手法が増加、インサイダー取引に関する重要事実も多様化しており、上場企業の開示規制違反に関しては、日本を代表するグローバルな上場企業で大規模な不適正会計事案が発覚し、グローバル化に対応した企業の海外子会社の管理態勢の不備等に起因する事例などもみられます。

このような現状から、マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワードルッキングな観点からの市場監視を強化、事案の多様化、複雑化、巧妙化に対応するため、検査・調査手法の一層の向上、また、従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性等の検証を実施していく必要があります。

金融商品取引業者等に対する検査においては、多様な金融商品取引業者等の業態、顧客及び複雑化・多様化する金融商品・取引それぞれの特性を踏まえ、リスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。

加えて、クロスボーダー取引による違反行為に対しては、海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引にも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、引き続き、こうした課題に適切に対応し、より実効性のある効率的な市場監視を行い、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者保護の確保に取り組んでいきます。

第1章 証券監視委の概要

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成25年12月13日から第8期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には吉田正之及び園マリがそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成27年度4人、平成28年度4人）が認められ、平成28年度末で合計411人の体制となっている。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
- (5) 開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (6) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注1）平成19年7月1日に、従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、総務検査課及び特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制に拡充され、さらに平成23年7月1日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の6課体制に拡充された。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が

設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成 27 年度 11 人、平成 28 年度 10 人）が認められ、この結果、平成 28 年度末の定員は、合計で 352 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任（注）を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第2章 監視活動の機能強化への横断的な取組みと今後の課題

第1 市場規律の強化に向けた取組み

1 証券監視委としての取組み

(1) 証券取引等監視委員会の開催

証券取引等監視委員会は、委員長・両委員及び事務局長以下の事務局幹部が出席し、原則として毎週火曜日、金曜日に開催しており、平成27年度においては、合計82回開催された。委員会においては、主に、金融商品取引業者等に対する検査、インサイダー取引や相場操縦といった不公正取引に対する調査、上場会社のディスクロージャー違反等に対する開示検査、市場における悪質な犯則行為に対する刑事告発等について審議を行っており、平成27年度においては、

・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告	18件
・無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	3件
・不公正取引に係る課徴金納付命令勧告	35件
・開示規制違反に係る課徴金納付命令等の勧告	6件
・刑事告発	8件

を行ったところである。また、上記審議の他、最近の金融・資本市場における課題や国際的な金融・資本市場の動向、規制当局の動向、その時々に応じたトピック等に関する報告を受け、議論を行うことにより、委員会の議論の活性化を図っている。

(2) 市場関係者等との意見交換の実施

国内外を含めた現在の金融・資本市場を取り巻く環境について幅広く情報を収集・把握し、今後証券監視委が活動していくための参考とする観点から、金融に関連する分野を中心とした各分野のアナリスト等から、最近の我が国金融・資本市場を巡る動向や海外金融・資本市場の状況、資源エネルギー価格の下落に伴う各セクターの動向やリスク要因等について、ヒアリングを行うと共に、意見交換を行った。

また、平成28年1月に日本銀行が導入したマイナス金利政策に関して、マイナス金利が金融・資本市場や証券会社をはじめとした金融商品取引業者に与える影響等について、市場関係者からヒアリングを行った。これらの活動を通じて、証券監視委における、現在の金融・資本市場の動向等に対する現状認識が深まったものと考えられる。

(3) 証券会社等からのヒアリング

大手証券会社を中心として、各証券会社の社長等を委員会に招き、内外の証券市場に関するリスク認識や最近のビジネス上の優先課題、経営戦略、今後の課題等（個別の検査・調査に関する内容を除く）について直接ヒアリングを行った。

これらの活動を通じて、各証券会社が置かれている現在の状況、それに対する社長等の認識や今後の課題について相互に共有することにより、今後の証券監視委の活動に寄与したものと考えられる。

(4) 近畿財務局における証券取引等監視委員会の開催

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていくうえで、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識度を高めていくことは重要である。また、無登録業者の全国的な広がりや、インターネットの普及により不公

正取引が全国的に起こりうる状況を鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

こうした観点から、証券監視委は、これまでも不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、日本証券業協会の全国の地方地区協会や、取引所等での講演等を通じて、市場参加者に対して証券監視委が有する問題意識の浸透に努めてきたところであるが、証券監視委の更なるプレゼンスの向上を目的として、平成 27 年 11 月 6 日に、近畿財務局において、首都圏以外では初となる証券取引等監視委員会を開催した。

併せて、大阪高検・地検、大阪国税局、大阪府警、大阪弁護士会及び日本公認会計士協会近畿会等、近畿に所在する関係機関を訪問し、意見交換を実施するなど、関係機関との連携強化を図るとともに、問題意識の共有を行った。

また、これら取組みについての趣旨や、証券監視委の業務の概要について、同日、近畿財務局において地元記者向けに記者レクを実施することにより、近畿地区に在住する投資家等に対して、証券監視委が「監視していること」についての認識度の向上を図った。

引き続きこれら取組みを通じて、証券監視委が「監視していること」についての認識度の向上を図っていく。平成 28 年 6 月には、東海財務局にて開催予定である。

2 自主規制機関等との連携

(1) 投資者保護に係る連携対象の拡大

投資者保護を図るためには、違法行為の未然防止が最も効果的であり、自主規制機関を含む市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化を通じて、こうした効果が得られるよう、証券監視委は市場関係者との対話・認識の共有をプロアクティブに実施している。

こうした取組みの一環として、証券監視委は、これまでも自主規制機関等の市場関係者と日常的な情報交換や定期的な意見交換を実施するなど、緊密な連携を図ってきたところであるが、平成 27 年度において、更なる連携対象の拡大に努めるなど、より幅広い市場関係者との連携強化を図っているところである。

具体的には、平成 27 年度には、上場企業による不適切な会計処理に伴う有価証券報告書等の虚偽記載等の根本原因として、監査役監査機能を含むコーポレート・ガバナンスの問題が考えられることから、日本監査役協会と意見交換等を実施したほか、証券監視委が行う監視活動に関する各分野に知見を有する弁護士と意見交換等を実施するなど、投資者保護等の観点から、広く市場関係者との問題意識や情報の共有に努めているところである。

(2) 自主規制機関との連携

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関から定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、広範なテーマについて意見交換会を開催している。

さらに、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修

を実施しており、証券監視委はこれらの研修に講師として職員を派遣している。また、証券監視委の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の共有化を図るため、自主規制機関の職員が参加している。

(3) 日本取引所における証券取引等監視委員会の開催

上記のとおり、証券監視委と自主規制機関とはこれまでも緊密な連携を図ってきたところであるが、こうした連携を更に密にするため、上記の取組みに加え、平成27年11月27日には、外部機関においては初となる証券取引等監視委員会を、日本取引所において開催した。当該委員会では、日本取引所自主規制法人と意見交換を実施し、同法人の活動状況の報告を受けるとともに、市場監視に係る双方の問題意識や情報の共有を行った。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後、他の自主規制機関等においても委員会の開催を検討し、市場関係者とのより緊密な連携体制を構築していく。

3 関係当局等との連携

(1) 金融庁、財務局監視官部門等関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、わが国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委と金融庁は、日常的な意見交換のほか、種々の機会を通じ、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有している。また、証券監視委は市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の証券取引等監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行している。証券監視委では、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催しているほか、証券監視委内各課室レベルにおいても、日常的な情報交換や定期的な意見交換等を行っている。

(2) 関係当局との連携の拡大・深化

証券監視委は、検査等により、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等、悪質な業者が判明した場合や、偽計事案等の調査において反社会的勢力の存在が窺われる場合などは、警察当局と情報共有を行う等連携して対応している（なお、金融商品に係る悪質・詐欺的な勧誘については、消費者庁とも情報共有を行っている）。また、犯則事件に係る告発先である検察当局と日々連携して調査等を行っているほか、税務当局とも意見交換を行うなど関係強化に努めている。

これら関係当局とは、これまでも、日常的な情報交換や、意見交換会の実施などにより、連携を図ってきたが、平成27年度においては、これら関係当局内のより多くの部局と意見交換を実施するなど、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等とともに、調査に関するノウハウの共有に努めた。

また、証券監視委幹部や職員が地方出張を行う場合などを活用し、各地域の検察庁、国税局、都道府県警察等と、幹部レベル又は実務者レベルでの意見交換の実施に努めている。

4 情報発信の強化

(1) 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、違反行為の未然防止に資する観点から事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、事案の意義・特徴や発生原因等を分かりやすく説明することで、事案の正確な理解と報道を促し効果的な情報発信に努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応している。

また、28年3月には証券監視委パンフレットについて、メッセージの明確化を図り、利用者に届きやすい内容となるよう構成・内容について大幅な見直しを行った。

(2) ウェブサイトの充実

証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに発信し、証券監視委の監視活動に関する市場参加者の理解の向上に努めている。また、「メール配信サービス」として、ウェブサイト新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報（新着情報）を配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」(*)を毎月配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成27年度末時点における登録数は約4,400件となっている。

当該メルマガについては、勧告・告発した事案について、それらの意義・特徴や発生原因等を盛り込み、事案の内容や問題点等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めた。

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視委員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、その掲載に努めている。

(*) 証券監視委メールマガジン <http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/>

第2 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初は総務検査課及び特別調査課の2課体制であったが、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に伴い、証券監視委の有する機能毎に6課に体制を拡充するなど組織の充実を図っている。

平成28年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の強化及びクロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引事案に対する審判・訴訟対応体制の整備について増員要求を行った結果、4人の増員が認められ、証券監視委の平成28年度末の定員は411人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の整備として10人の増員が認められ、平成28年度末の定員は352人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で763人となっている。

(2) 民間専門家等の採用を通じた市場監視機能の強化

証券監視委は、平成27年度において、効果的な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計8名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の

採用は、平成 12 年から実施しており、平成 27 年度末現在 109 名が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システムの活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成 5 年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な情報システムである。インサイダー取引、相場操縦等審査の基礎資料の作成や証券会社検査に係る資料作成、有価証券報告書等の財務内容の分析、一般から寄せられる各種証券取引情報の迅速な処理など、業務の効率化に寄与している。

なお、証券総合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 28 日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づき、その機能を平成 27 年 3 月に金融庁業務支援統合システムへ統合した。今後も引き続き、サブシステムとして有効に活用していくこととしており、平成 27 年度においては、平成 27 年 9 月に稼働を開始した東京証券取引所の新株式売買システムから出力されるデータを取込み可能とする改修や、H F T（High Frequency Trading）への対応強化として取引審査機能の追加開発を行った。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについて O J T や研修等を実施しているほか、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義を行うなど、職員の資質向上に努めている。具体的には、職員の視野を広げることを目的として、アナリストや機関投資家の視点に立った市場情報の収集及び分析手法に関する講義や、検査・調査等の対象者からより正確な情報を引き出す対話能力向上のための研修などを実施した。

さらに、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、取引の高速化等の新たな状況に的確に対応するため、職員に対し新たな金融商品・取引やクロスボーダー取引に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法等の専門的な知識や技術を習得するための研修を実施している。

3 監視を支えるシステムインフラの強化

検査・調査における電磁的記録の保全・証拠化、分析技術の高度化を目的として、平成 20 年度よりデジタルフォレンジック技術の導入についての検討を開始し、平成 22 年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備した。平成 23 年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行うことで分析技術の高度化を図り、その後も、高度化、大容量化が進む I T 機器に対応するために資機材の追加調達を行っており、今後とも効果的な監視活動に向けて更なるシステム整備を図っていく予定である。

4 市場監視の実効性向上に向けた証券監視委内横断的な取組み

内外を取り巻く環境の変化に的確に対応し、実効性のある市場監視を行うため、証券監視委は、その重要課題について、プロジェクトチーム等の設置を含め、各課室横断的に議論・検討を行っている。具体的には、平成 27 年度においては、以下のような検討を行った。

(1) I T 技術の進展等への対応（デジタルフォレンジック体制の強化、FinTech への対応）

I T 技術の進展に対応するため、証券監視委が行う検査・調査において、デジタルフォ

レンジック技術の活用は必要不可欠となっている。こうした中、より実効性のあるデジタルフォレンジックの活用に向け、平成 27 年度に設置された情報解析室を中心に、各課室横断的なプロジェクトチームを設置し、人材育成を含めたデジタルフォレンジック運用体制の強化や、システム環境の整備・高度化等について検討を行っている。

また、人工知能（A I）による投資アドバイスや資産運用、プログラムによる高速取引等、F i n T e c h の進展に伴う最先端の金融技術・手法の動向について、証券監視委内横断的に外部の市場関係者等から情報収集を行い、証券市場や市場仲介者等への潜在的な影響等について調査を行っている。

今後とも、F i n T e c h 等、I T 技術の進展に伴う市場構造の変化等を的確に見極め、証券監視委の行う市場監視について、柔軟な対応を行っていく。

(2) 企業不祥事における第三者委員会のあり方に係る検討

上場企業等において不祥事が発生した場合には、当該企業等から独立した委員で構成される第三者委員会が設置され、同委員会において、事実の解明や原因の究明等が行われる場合がある。第三者委員会については、その性格上、独立性・中立性・専門性等が求められるところ、そのあるべき姿を示すものとして、平成 22 年 7 月に日本弁護士連合会より、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表されている。

上場企業の不祥事は、当該上場企業の価値の毀損だけでなく、資本市場全体の信頼性にも影響を及ぼしかねないことから、不祥事発生時の第三者委員会による厳正な原因究明と、それを受けた上場企業による適切な再発防止策の策定等をより確かなものとするため、日本弁護士連合会のガイドラインに加え、更に採り得る対応策等について、証券監視委内での横断的な検討のほか、自主規制機関等関係者も交えて検討を行った。

なお、上場企業による不祥事への対応については、平成 28 年 2 月 24 日付で、日本取引所自主規制法人より、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル ～確かな企業価値の再生のために～」が公表され、不祥事に直面した上場会社に強く期待される対応や行動に関する 4 つの原則（プリンシプル）が示されている。証券監視委としても、市場の公正性・透明性の確保のため、当該プリンシプルを念頭に置きながら市場監視活動を行っていく。

(3) 訴訟等への対応

課徴金納付命令決定に対する取消し訴訟や情報公開請求等に対して、証券監視委として総合的で一貫性のある対応を図るため、証券監視委内の法曹関係者を中心とした連絡協議会を設け、個別の訴訟等に関する問題意識や情報の共有のほか、証券監視委内横断的に検討すべき事項について、法曹関係者の視点から議論を行う場として、機動的に活動している。

(4) 偽計・開示事案発見のための実効的な監視体制の整備に係る検討

不公正ファイナンス等の偽計事案や開示書類の虚偽記載等の事案を迅速かつ効率的に発見し、適切な対応を行うためには、発行市場に対する実効的な監視が重要である。こうした観点から、証券監視委内の関係各課室において横断的なプロジェクトチームを設置し、偽計や開示事案の効率的な発見のための体制のあり方等について検討を行った。

当該検討を踏まえ、偽計や開示事案の発見に当たっては、個別企業の開示内容や各種情報を分析し、問題を抽出するというアプローチに加え、経済情勢や経営環境の変化による企業への影響等を分析し、問題のある企業を抽出するというマクロ的観点からのアプローチも有用であるため、当該マクロ的観点からのアプローチを効果的に実施するべく、体制の強化等について検討を行っている。

(5) 証券監視委内横断的な情報活用等

以上のほか、金融・資本市場における反社会的勢力等やマネー・ローンダリングへの対応について、各課室横断的な検討チームを設置し、情報共有等に努めているほか、金融商品取引業者を含めた上場企業等のコーポレート・ガバナンスの状況等の把握を行うための検討チームを設置し、金融商品取引業者等の内部監査担当役員等と証券監視委幹部との面会時に得られた情報等の蓄積に努めるなど、様々なチャンネルを通じて得られる情報を総合的に管理・分析するとともに、市場における問題を前広に把握し、機動的な市場監視に努めている。

第3 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成26年1月に策定した第8期活動方針において、基本的な考え方の柱の1つとして、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、その中で、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成、海外当局とのネットワークの強化を図っていくとしたところである。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券規制当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

(1) 証券監督者国際機構（IOSCO）における活動

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から210機関が加盟している（うち普通会员126、準会員20、協力会員64）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟（注：わが国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、わが国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。平成27年6月に、ロンドンにおいて年次総会が開催され、証券監視委からは吉田委員及び事務局職員が参加し、世界各国各地域の証券規制当局が集うこの機会を捉え、主要な証券監視当局と個別に意見交換を行った。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から委員や事務局幹部が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会（Policy Committee）等が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4委員会（C4：Committee 4）に参加している。

C4では、国境をまたいで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成27年度は、不公正取引に対する各国の制裁制度の中で信頼できる抑止力となる要素や、情報交換に関して非協力的な国・地域の当局との対話に係る議論が行われた。また、証券市場におけるサイバー犯罪等最近の動向について情報収集を行い、法執行上の課題を探っている。また、各会合において、各国より規制・法執行上の最近の動向について紹介がなされ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

証券監視委は、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（MMOU：Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information）へ署名を申請した当局によりIOSCO事務局に提出された申請書類の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）にも参加している。SGにおいては、MMOUが採択されてから10年以上が経過し、市場の状況も変化していることから、平成25年5月より、MMOUの機能強化に係る検討も行っている。

(2) 情報交換枠組みの活用

① 金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為への対応において、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠となっている。海外証券規制当局との情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）（現・ニュージーランド金融市場機構（FMA））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築されている。

② MMOUについては、平成17年4月、IOSCOコロombo総会において、IOSCO加盟当局は遅くとも平成22年1月1日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する旨の公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成22年のモントリオール総会において、平成25年1月1日までに全てのIOSCO加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められ、未署名当局に対しては、IOSCOが署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置が取られた。平成25年9月からは、未署名当局の代表者が代表理事会メンバー、地域委員会委員長、政策委員会の議長・副議長といった重要な役職に就くことについての制限、平成26年3月以降は、すでに上記役職にある未署名当局の代表者に対する辞任の要求、同年6月からは未署名当局の各政策委員会への参加の停止、同年9月からは未署名当局の議決権の停止等、段階的な措置が取られることになっている。

なお、平成28年3月までにMMOUに署名を行った当局（A署名）数は109、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局（B署名）数は17となっている。

わが国においても、金融庁が平成18年5月にIOSCOに署名を申請し、SGでの審査を受けた後、平成20年2月にMMOUへの署名が承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通して、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となった。

③ 平成27年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、わが国市場に

おけるクロスボーダーの違反行為及び不公正取引に対し、課徴金納付命令勧告を行った。その主なものは以下のとおり。

○ 内部者取引（2件）

海外に居住する個人投資家が、契約締結交渉に際して重要事実等を知り、内部者取引に及んだ事案について勧告している。具体的には、①株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員である海外在住の個人が、同社との契約締結交渉に際し、同社の業務執行決定機関が業務上の提携を行うことについての決定を行った旨の重要事実を知りながら、同社株式の取引を行った事案、②海外に居住する個人投資家が、株式会社ゲームオン株式の公開買付者との契約締結交渉に際し、同公開買付者が同株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、同株式を買い付けた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2-2-(1)、(2)参照）

○ 相場操縦（2件）

英国領ケイマン諸島に登記住所を置くEvo Investment Advisors Ltd. 及びオーストラリア連邦籍のBlue Sky Capital Management Pty Ltdが、日本の証券市場に上場する事業会社の株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2-2-(3)、(4)参照）

○ 有価証券報告書等の虚偽記載（1件）

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループが海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどした有価証券報告書等を提出し、また、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第7章第2-2①参照）

- ④ 以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料3-8参照）。

(3) 意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成27年10月にシドニーで開催された、アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行うアジア太平洋市場監視当局者対話に参加した。また、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局と意見交換を行ったほか、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

2 体制整備及び人材育成

(1) 市場のグローバル化に対応した体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）を新設したほか、各課に、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、

情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、近年、わが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23年8月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきた。さらに、平成28年4月には、上記の状況の中、審判・訴訟対応体制の整備として証券調査審理官の設置を予定している。

(2) 海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国金融サービス機構(FSA)(現：英国金融行為監督機構(FCA))、香港SFC、タイ証券取引委員会及びシンガポールMASに対して職員を派遣してきた。また、IOSCOや各国当局が主催する短期研修にも、職員を積極的に派遣してきた。

加えて、平成26年4月に金融庁に設置されたアジア金融連携センター(AFPAAC:Asia Financial Partnership Center)に招聘されたアジア諸国等の金融当局者に対し、証券市場の監視や不公正取引の調査等に係る研修を継続的に提供している。

こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、さらには幹部レベル職員の海外当局訪問等を通し、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めているところである。

第4 建 議

1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成27年度までに24件の建議を行っている(附属資料3-7参照)。

2 建議に基づき平成27年度に執られた措置

- 適格機関投資家等特例業務に関する特例に係る建議(平成26年度実施)に対する措置
集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適

格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、検査において、顧客に対する虚偽の告知、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用、出資金の流用・使途不明など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。こうしたことから、平成26年度に、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある旨の建議を行った。

これを踏まえ、金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面交付や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成27年6月3日に公布、平成28年3月1日に施行された。

3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないものについても、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

第5 今後の課題と取組み方針

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、証券監視委は全体として以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

(1) 組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、違法行為の手法が多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く環境は大きく変化していることから、証券監視委は、監視手法の多面的・複線的活用による機動的な市場監視の実施、市場のグローバル化への対応、不公正取引等に対する厳正かつ適切な対応、市場規律の強化、IT技術の進展等への対応、根本原因を追究するための検査・調査の高度化といった様々な課題に取り組む必要がある。

こうした状況の変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実が必要となるとともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き、必要な人員の能力・育成方針を吟味したうえで、幹部主導の戦略的研修の継続的な実施、他省庁等との人事交流やOJTの活用、職員研修の充実、計画的な任用等を行っていく。また、海外証券規制当局や国際機関の行う短期研修への職員の派遣や部内研修の強化等を通して、国際的な事案に対する対応力を備えた人材の育成を一層進めていく。

(2) 情報収集・分析能力の拡大

IT技術の発展に伴いアルゴリズム取引などの新しい手法が増加、インサイダー取引に関する重要事実も多様化しており、上場企業の開示規制違反に関しては、日本を代表するグローバルな上場企業で大規模な不適正会計事案が発覚し、グローバル化に対応した企業の海外子会社の管理態勢の不備等に起因する事例なども見られる。

このような現状から、マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワードルッキングな観点からの市場監視を強化、事案の多様化、複雑化、巧妙化に対応するため、検査・調査手法の一層の向上、また、従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開

示の適正性等の検証を実施していく。さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

加えて、情報解析室を中心として、デジタルフォレンジックの運用体制を強化し、より迅速・効率的な調査・検査を実施していくなど、IT技術の進展に伴う市場構造の変化等を的確に見極め、証券監視委の行う市場監視について、柔軟な対応を行っていく。

クロスボーダー取引による不公正取引に関しては、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、海外証券規制当局を通して、積極的に情報収集を行い、効果的な対応を行う。

(3) 情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を充実強化していく。事案の意義・特徴や発生原因等を分かりやすく説明することで、事案の正確な理解と報道を促し、違反行為の未然防止に資するよう効果的な情報発信に努める。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、積極的に金融庁や自主規制機関に伝え、市場ルールの改善に向けた貢献を行う。

(4) 関係当局等との一層の連携

詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な業者や無登録業者は全国的に広がっており、また、ネット取引の進展により証券取引に係る地域的制約が解消され、不公正取引の地域的な広がりへの対応も必要となっている中で、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある市場監視を証券監視委・財務局等全体として実施していく必要がある。このため、これまでも財務局等とは日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図ってきたが、今後は複数の財務局をまたがる案件等において、より一層緊密に連携してその総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいくとともに、金融庁、自主規制機関及び関係当局とも更に連携を強化し、積極的に情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、総体としての市場監視活動の強化に取り組んでいく必要がある。

海外当局との連携に関しては、国際会議等における当局間の意見交換等に積極的に参加するとともに、証券監視委の活動に関する海外に向けた情報発信の充実を図る等、国際的な協力関係の強化に努める。加えて、アジアを中心とした新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、証券検査や法執行のノウハウを提供する等、市場監視体制の整備を支援していく。

また、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けた市場規律の強化のため、首都圏以外での証券取引等監視委員会の開催等を検討するなど、引き続き証券監視委が市場を「監視していること」についての市場参加者の認識度の更なる向上を図っていく。

(5) 建議機能の積極的な活用

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取り組みを続けることとしたい。

第3章 市場分析審査

第1 概説

1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。

そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び証券監視委各課との連携により、効果的な市場監視を行っている。

2 平成27年度における活動状況

金融・資本市場では、HFT（High Frequency Trading（高頻度取引））やアルゴリズム取引といったIT技術を駆使した取引による取引の複雑化・高度化の拡大、クロスボーダー取引等による市場のグローバル化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面している。このような状況に対応するため、市場分析審査課では、平成27年度、審査の質を確保しながらスピードアップを図るとともに、自主規制機関等及び財務局等との連携強化に取り組み、包括的かつ機動的な市場監視の実現に努めた。

具体的には、情報の入口担当として幅広く多数の情報を提供してもらうため情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを活用するなど、有用性の高い情報の収集に努めたところ、証券監視委発足以来最高となる7,758件の情報提供を受けた。また、HFT、アルゴリズム取引等の実態把握や東京証券取引所マザーズ市場に上場後10年経過した銘柄の市場選択に係る課題、新株予約権の第三者割当の現状分析など、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、発行市場、流通市場全体に向けた市場監視を行った。

こうした情報をもとに、取引審査の一層の充実にも努め、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について、迅速に分析を行い、平成27年度には、計1,097件（価格形成95件、内部者取引992件、その他10件）の取引審査を行った。

第2 一般投資家等からの情報の受付

1 効果的な情報処理態勢の構築

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。一方で、提供された情報の中には内容に具体性が乏しく、

直ちに活用することが難しい情報も多数寄せられていることも課題として認識しており、一般投資家等が情報を提供しやすい環境づくりを含め、より効果的に情報を活用する態勢を構築するための対応策を検討しているところである。

2 情報提供件数増加のための対応等

証券監視委では、以下のとおり情報提供窓口を設置し、電話、文書、来訪、インターネット等の方法により情報を受け付けており、電話での受付においては、平成26年10月より、遠方からの情報提供者の負担を考慮し、ナビダイヤル（全国一律料金）を導入し、利便性の向上を図っている（附属資料4-1参照）。

《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

直通電話：0570-00-3581（ナビダイヤル） ※一部のIP電話等は03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

また、有用な情報を多数寄せていただくために、各機関・団体等に対して証券監視委の情報収集の取組み内容をウェブサイト上に掲載していただくことを依頼するとともに、金融商品取引業者等に対しては、各ウェブサイト上に、証券監視委の情報提供窓口へのリンクを貼るよう依頼している。

さらに、情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットについては、一般投資家等の目に触れやすい場所や機関・団体等を選定し、当該機関等に対して配布しているほか、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を依頼している。

加えて、証券監視委では、前述のような一般的な情報のほか、以下のような情報の受付も実施している。

- ・ 年金運用に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口である「年金運用ホットライン」を設置し、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている（附属資料4-2参照）。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

《年金運用ホットライン》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

〔提供いただきたい情報の例〕

- ①投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- ②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
- ③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
- ④契約や説明を遵守しない運用に関する情報

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

- ・ 公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料4-3参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしている。

公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

直通電話：03-3581-9854（注）

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

F A X : 03-5251-2198

（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、F A X）により受け付けており、電話は相談用である。

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している。

また、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別の紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

3 情報の受付状況

証券監視委が平成27年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は7,758件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット5,510件、電話1,689件、文書451件、来訪32件、財務局等から回付を受けたものが76件となっており、全受付件数の7割強をインターネットが占めている（附属資料3-2-2参照）。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが5,448件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが441件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,032件、その他の意見等が837件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが3,147件と最も多く、風説の流布・偽計の疑いに関するものが80件、インサイダー取引の疑いに関するものが283件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関するものが191件、ファイナンスに関するものが13件、適時開示に関するものが47件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が38件、無断売買に関するものが36件など、多様な情報が寄せられている（附属資料3-2-3参照）。

4 情報の活用

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、内容を精査したうえで速やかに関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

また、平成27年度から、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思わ

れる情報については、積極的に各取引所に対して情報提供を実施することとし、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

5 今後の対応

証券監視委においては、質の高い情報を提供していただくために、引き続き情報受付件数の増加を図るとともに、インターネットによる情報提供の割合が高まっていることを考慮し、今後、証券監視委ウェブサイト上の受付フォームについて、情報内容をより具体的に記載してもらうフォームにする等の改善を進める。

6 証券監視委の職員を装った悪質な電話について

金融庁と証券監視委では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から一般の方に対し、投資詐欺等に繋がる電話があった旨の複数の情報が寄せられていることから、ウェブサイトを通じて注意喚起を行っている。(附属資料4-4参照)。

なお、金融庁と証券監視委は、職員を装った悪質な電話について、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

第3 市場動向分析

1 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

国内市場においては、いわゆる「不公正ファイナンス」事案に対する監視を強化し、社内のガバナンスが著しく欠如している懸念のある上場企業に対するモニタリングや、第三者割当によるファイナンスの分析を進めてきた。その結果、不公正取引に対する告発や課徴金に至る事例が増加するとともに、不適切な会計処理や開示の状況が顕在化することにより、問題と思われる複数の企業が上場廃止となって市場から退出した。しかしながら、未だに問題企業が一扫されたとはいえず、ファイナンススキームの複雑化や国外の割当先又は委託者の活用等によって、不公正取引の発覚を免れようとする事例が散見されている。

(1) 不公正ファイナンスへの対応

近年、金融・資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案が見られる。例えば、架空増資(見せ金増資)や、資金使途が不透明な投融資となっている第三者割当増資、あるいは債務の株式化(Debt Equity Swap)の悪用等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るといった行為が散見される。

このように有価証券の発行過程(増資等)と流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、一般投資家や証券会社などの市場関係者等からの提供情報のほか、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所(上場管理部門、売買審査部門)と緊密に連携を図り、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

平成27年度においては、収集・分析した情報を有効に活用できるよう、情報の蓄積・管理体制の見直しに取り組み、異なるルートから収集した情報を一元的に閲覧できる体制の

構築を進めた。また、審査部門と調査・検査部門との情報連携を密にして、事案の端緒となる情報を随時調査・検査部門へ提供するとともに、調査・検査部門から要請があった場合は審査部門が窓口となって関係各所から当該事案に関する情報を適宜収集した。その結果、不公正ファイナンス事案の発見・摘発の早期化が実現している。

不公正ファイナンスの摘発において、証券監視委は、一連の不公正ファイナンス行為全体をとらえ、金商法第 158 条の偽計を適用して対応してきており、平成 27 年度においては 1 事案の刑事告発を行っている。

(2) 市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。平成 27 年度における主な取組みは以下のとおりである。

① 第三者割当増資の動向

イ 第三者割当増資の件数

証券監視委では、市場監視の一環として、適時開示情報をもとに、平成 21 年以降、「第三者割当増資の件数及びそのうちの現物出資の件数」を独自に集計している。

(注) なお、集計にあたっては、第三者割当増資の形態ではあるものの、不公正ファイナンスの可能性が乏しいと考えられるもの（第三者割当による自己株処分、公募増資と同時に実施される主幹事証券会社に対するオーバーアロットメントの第三者割当増資、ストックオプションを目的とした新株予約権の発行等）は除外している。

上記集計に基づく第三者割当増資の件数は、平成 25 年の 130 件（対前年比 25.0% 増加）、平成 26 年の 161 件（同 23.8% 増加）と増加傾向にあったが、平成 27 年 8 月下旬からの世界的な株式市場の下落が影響し、平成 27 年は 139 件と対前年比 14.9% の減少に転じた。

前年までの件数増加の背景には、証券会社の自己勘定による新株予約権の引受事案が堅調に推移していた点があげられたが、平成 27 年は 9 月以降の当該事案が減少し、通年では対前年比で 8 件の減少となった。

一方、経営不振企業を対象とした、投資会社やファンドによる新株予約権等への投資事案は、前年に引続いて増加した（前年比+ 4 件）。

ロ 発行中止または失権が生じた第三者割当増資の状況

上記集計の対象とした第三者割当増資のうち、発行決議後に発行中止となった事例が 9 件（うち 4 件は同一銘柄の包括発行決議に基づく事例）、払込みに際して一部失権が生じた事例が 1 件あった。

発行中止に至った要因として、株式市場の下落によるファイナンス環境の悪化が挙げられる一方で、新規事業に対する事業計画の甘さや経営権の移行に伴う意思決定の不一致等、企業統治体制（ガバナンス）の不備に起因すると思われる事例も散見された。

② 東京証券取引所マザーズ市場に上場後 10 年経過した銘柄の市場選択

東京証券取引所は、平成 23 年 3 月に有価証券上場規程を改正し、マザーズ市場に上場して 10 年経過した銘柄について、市場選択制度を導入した。これにより、平成 26 年 7 月以降、改正後の新制度適用対象となるマザーズ上場銘柄が出現し、平成 27 年 8 月末現在でそ

の数は 59 銘柄に達している。

制度導入の目的は、マザーズ市場を本則市場第一部へのステップアップを視野に入れた成長企業向けの市場と位置づけ、新規上場予定企業に対してマザーズ市場への上場を促すことにあった。我が国の新興市場は、マザーズ市場のほかに JASDAQ 市場、ヘラクレス市場等複数存在していたが、金融商品取引所の合併や制度変更等を通じて、現在ではマザーズ市場が中心的な市場となっている。(平成 27 年に新規上場した 98 銘柄のうち、マザーズ市場は 61 銘柄となり、全体の 62% の比率)

一方、本制度改正では、上場後 10 年経過した銘柄が継続してマザーズ市場に残りたい場合は、「高い成長性に関する確認書」等の書類を提出することが求められ、成長可能性のある事業を有していない銘柄は、本則市場第二部へ市場変更されることとなる。マザーズ市場においては上場廃止基準の中に業績基準として「売上高 1 億円未満」が規定されているところ、本則市場第二部では当該規定が設けられていないため、マザーズ市場に上場していた場合には上場廃止の業績基準に抵触したと思われる業績不振企業が、本制度による市場変更で当該基準への抵触を免れている状況が見受けられた。

2 市場構造の変化と市場動向分析

証券監視委では、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について迅速に分析し、取引審査を行っているところであるが、近年の金融取引のグローバル化や IT 技術の進展に伴い、我が国資本市場においても市場構造の変化や取引手法の高度化が進んできていることから、これらの変化に的確に対応するため、国内外の市場において、現時点において影響を及ぼしている、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性がある金融商品又は取引形態等に注目し、平成 27 年度において以下の実態把握や分析等を行った。これらの結果については、証券監視委内で共有し、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行うことにより、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めるとともに、不公正取引に係る審査・調査に役立てている。

(1) アルゴリズム取引等の実態把握

平成 27 年 8 月下旬の株価急落の原因としてアルゴリズムを利用した HFT が挙げられたことから、証券監視委としてはアルゴリズム取引等の IT 技術を駆使した取引が、市場の公正性・透明性・安定性にもたらす影響、特に不公正取引に関し、証券会社及び機関投資家に対し、アルゴリズム取引及び HFT 特有のリスクなどについて質問調査及びヒアリングを行い、実態把握を行った。

また、先行する欧米の法執行事例を調査し、レイヤリング、スプーフィング及び終値関与などの不公正取引並びにダークプールでの不公平なアクセスなどの事例を挙げ、どのような特徴や課題があるかなどについて考察を行った。

その結果、アルゴリズム取引、HFT については、様々な意見が存在することが判明したことから、さらにヒアリング対象を広げるなどして不公正取引の防止や法令適用の観点からの課題について整理を行うこととした。

(2) J P X 日経 400 の銘柄入替の取扱いに係る実態把握

平成 26 年 12 月に日経 225 の構成銘柄の入替に際して海外ファンドが行った相場操縦に対する課徴金勧告事案が発生したこと等を受け、平成 26 年から新たに算出が開始された J P X 日経 400 の銘柄入替の取扱いを調査し、実態把握を行った。

その結果、指数の銘柄入替に際し、ファンド運用者が「引値保証取引」により新規組入れ銘柄をファンドに組み入れる場合、「引値保証取引」の受託者にとっては事前ヘッジ取引の買付平均価格と終値との価格差がディーリング益となるなど、終値を意図的に操作するイン

センチブが働くことが予想されることから、引き続き取引所や証券会社と連携して売買監視を行っていくこととした。

(3) 米国におけるハッカーによるインサイダー取引摘発事例に関する考察

平成 27 年 8 月、米司法当局が未公表の企業情報をコンピュータを通じて不正にニュース配信会社から入手しインサイダー取引で利益を得ていた疑いがあるハッカーらのグループを摘発したとの発表があった。これを受けて、当該事案に対する米国と日本の法規制の現状及び我が国におけるコンピュータを利用した会社情報の適時開示の現況などについて考察を行った。

その結果、我が国では米国と異なり、未公表の会社情報が大規模にハッキングされるおそれは殆どないと考えられるものの、仮に同様の事象が発生した場合には現行法の中で対応していくこととした。

(4) 新株予約権の第三者割当に係る事例分析

平成 26 年 10 月の制度改正に伴いノンコミットメント型ライツ・オファリングの発行条件が厳しくなったこと及び新株予約権は株式とは異なり有利発行かどうかの判断基準が明確でないこと等から、経営不振企業に用いられることも多い新株予約権の第三者割当に関して、その発行価格の算定及び新株予約権の権利行使等の状況について事例分析を行った。

その結果、現状における新株予約権の第三者割当は、特定の引受先が比較的少ないリスクで利益を得るとともに、業績不振企業を存続させる手法の一つとして利用されている可能性が高いと考えられるため、新株予約権の第三者割当については、発行会社だけでなく、引受先や第三者評価機関についても注視していくこととした。

(5) レバレッジ型・インバース型 E T F の実態把握

平成 24 年 4 月に初めて上場されたレバレッジ型・インバース型 E T F は、平成 27 年 8 月下旬の相場急変動の時期に純資産額が急増したことにより、先物相場のボラティリティを高くしている一因になっているのではないかとの見方もでてきたことから、レバレッジ型・インバース型 E T F の商品性及び流通市場における状況を調査するとともに、発行者であるアセットマネジメント会社へのヒアリングを通じて各社のリスク管理体制等について実態把握を行った。

その結果、現時点において、レバレッジ型・インバース型 E T F が相場に与えるインパクトは、アセットマネジメント会社各社の対応もあり限定的であると思われるものの、純資産が過度に大きくなった場合には先物価格を歪めるおそれもあることから、今後も取引所と連携して注視していくこととした。

(6) 平成 26 年 10 月 15 日の米国債市場の相場急変動に係る考察

平成 27 年 7 月、米国の SEC・FRB・NY Fed・Treasury・CFTC の 5 当局は、共同して平成 26 年 10 月に発生した米国債の利回り急低下に関するレポートを公表したことから、当該レポートの内容を分析し、米国債市場の構造変化等についての考察を行った。当該レポートでは、米国債市場において、アルゴリズム等の自動取引を利用して低レイテンシーで注文を行う自己売買業者が流動性の供給者としてのシェアを伸ばしており、大きな価格の変動が起こった際に極端に流動性の供給を減少させたことが利回り低下を引き起こした要因の一つとして挙げられている。我が国株式市場でも H F T がシェアを大きく伸ばしているといわれていることから、(1)記載のとおり今後もアルゴリズム取引及び H F T 等の実態把握を行っていくこととした。

3 今後の対応

前述のとおり未だ問題企業においては、スキームを複雑化したうえで不公正ファイナンス等を行うなど資本市場における問題が解決された訳ではないので、今後も引き続き情報の蓄積・分析や市場関係者との情報連携をより強化し、不公正取引の実態把握に取り組んでいく。

また、急速な資本市場の変化に的確かつ適切に対応するため、今後も市場動向を注視し、関係部署、関係機関とも連携し、実態把握・分析を行うこととする。

第4 取引審査

1 取引審査に係る重点的取組み

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、適時・適切な不公正取引の疑いのある取引等の端緒を把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

このため、平成27年度においては、審査事務の効率化により審査期間の短縮化を図るとともに、自主規制機関、証券会社との連携や証券監視委内の情報の活用を一層進めること等により、効果的な審査の実施を図った。また、価格形成に関する審査において、情報ツールを新規導入し、よりの確かつ迅速に審査対象銘柄の選定を行うための選定方法の見直しを行うとともに、財務局審査との一体的運用を実施することとした。さらに、東京証券取引所の売買システムであるアローヘッドが平成27年9月に更新されたことに対応するため、証券監視委の業務支援システムの更新も実施している。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1-7-2参照）。

3 取引審査の実績

(1) 実績

平成27年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおりとなった。

審査実施件数	平成27年度	(参考) 平成26年度
合計	1,097	1,084
証券監視委	481	447
財務局等	616	637
(以下審査項目別内訳)		
価格形成	95	94
内部者取引	992	978
その他	10	12

迅速な審査実施の取組みの結果、審査実施件数は前年より13件増加した。しかしながら、財務局等における件数は、今年度途中の段階から前年を下回っている状況が把握されたため、財務局等において事務の見直し等審査の迅速化を行ったものの、結果としては前年より減少となった。財務局等における審査は、審査実施件数の過半数を占めており、広範な市場監視の実現のためには重要な意義があることから、引き続き証券監視委と財務局等の間の連携を強化し、

財務局等における審査について迅速化及び質の確保を図っていく必要がある。

証券監視委における審査についても、1記載の取組みを継続し、包括的かつ機動的な市場監視を実現していく。

(2) 審査事例

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- ① 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- ② 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- ③ 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- ④ 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ A社が、B社株式をTOB（株式公開買付け）する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。
- ロ C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。
- ホ F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

- イ G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。
- ハ 証券会社から、I社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。
- ニ J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。
- ロ L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ニ インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほめかす書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等の観点から、審査を行った。

(3) クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割程度（平成27年）を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集するとともに、MMOUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている（第2章参照）。平成27年度においては、クロスボーダー取引に係る不公正取引が疑われる事例が増加傾向にあることから、MMOUを活用して海外当局に情報提供を依頼した件数も増加傾向にある。また、平成27年9月に設置された日本取引所自主規制法人の国際審査室との間でも連携を行っている。

クロスボーダー取引は、我が国株式市場において高い割合を占める状況が続くと見込まれることから、今後もの確にクロスボーダー取引に係る市場監視を行っていく。

4 今後の対応

我が国の市場においては、HFTやアルゴリズム取引といったIT技術を駆使した取引による取引の複雑化・高度化の拡大、クロスボーダー取引等による市場のグローバル化が進んでおり、不公正取引についても手法の複雑化が見られることから、今後も引き続き自主規制機関、証券会社等との連携を一層強化し、的確かつ迅速な審査を行うこととする。

第5 関係機関との連携

1 財務局等との連携

日常的な市場監視は、「第4 取引審査 3 取引審査の実績」に記載のとおり財務局等の証券取引等監視官部門でも行われており、証券監視委は財務局等との間で恒常的な連携を図っている。包括的で機動的な市場監視の実効性を高めるためには、証券監視委及び各財務局等における市場監視のレベル感、特に取引審査の質と量とその迅速性を統一する必要がある。

このため、証券監視委と財務局等との間で、常時、情報の共有や意見交換を行い、日常の市場監視に活かすとともに、定期的な会議や合同での研修を開催することにより、市場監視に関する問題意識や市場動向等の情報の共有を図っている。また、価格形成に関する取引審査について、取引の多様化等を背景に証券監視委において審査対象選定方法の見直しを行っているところ、証券監視委で選定した銘柄の審査を財務局等が実施するといった形で、証券監視委と財務局等の一層の連携を図り、一体的運用等の取組を行っている。

財務局等における審査は、第4記載のとおり審査件数の過半数を占めており、広範な市場監視の実現のために重要であることから、引き続き連携強化を図っていく。

2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これまでもこれら自主規制機関との間で緊密な連携を図ってきたところである。具体的には、金融商品取引所においては、流通市場における株価動向や投資家による発注状況等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換を実施している。特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）の間で情報の共有化が図られる体制となっている。

また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との間で意見交換が行われている。平成 27 年度からは、証券監視委が入手した情報の中で各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、積極的に各取引所に対して情報提供を実施している（再掲）。

金融商品取引業協会である日本証券業協会においては、同協会の会員に対して、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することを定めており、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

さらに、平成 27 年度においては、更なる市場監視の実効性を高めるため、証券監視委が実施する研修への自主規制機関の職員の参加やそれぞれが実施する研修への講師の相互派遣を行うなどして市場監視職員の能力の向上、問題意識の共有化を図っているほか、従来から行っていた証券監視委と自主規制機関による定期意見交換会に加え、新たに取引審査・売買審査部門における相互のトップ同士の定期意見交換会を行うことにより、更なる連携強化を図ったところである。

第6 今後の課題と取組み方針

市場分析審査は、証券監視委における「情報の入口」としての機能を果たしており、市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

近年の市場の動向を見ると、我が国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、HFTにみられるように取引が高速化・複雑化し、新たな金融商品・取引の開発も続いている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、違法行為の端緒を発見するためには、より幅広く情報を収集し、それらを分析・活用していく必要がある。

市場分析審査においては、こうした状況を踏まえ、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

(1) 機動的な市場監視への取組み

様々なチャンネルを通じて得られる情報の総合・分析、個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的な市場監視を行うとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行う。

また、不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にあ

る問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも留意した監視を行う。

(2) 自主規制機関との連携強化

近年のHFTやアルゴリズム取引の拡大、市場のグローバル化、取引所とPTSを跨いだ不公正事案の発生といった状況を踏まえ、リアルタイム監視を行っている取引所自主規制法人と引き続き密に連携することにより、不公正取引等が疑われる取引に関する情報を適時に把握するとともに、市場に関する問題意識の共有化を引き続き図るなど、自主規制機関と更なる連携強化を図り、的確な市場監視を行っていく。

(3) より効果的な情報の収集・分析態勢の確立

外部からの情報収集ルート拡大・多様化については、より有用な情報を引き出せる態勢づくりに努める。また、情報の分析強化に関しては、インターネットによる情報提供の割合が高まっていることから、証券監視委ウェブサイト上の受付フォームについて、情報内容をより具体的に記載してもらうフォームにする等の改善を進める。

(4) クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的に情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に努める。

(5) アルゴリズム取引等の実態把握

アルゴリズム取引等のIT技術を駆使した取引が市場の公正性・透明性・安定性にもたらす影響について、実態調査を進めているが、様々な意見等もあることから、引き続き更なる調査を実施し、現実に即した市場監視態勢を検討していくこととする。

また、アルゴリズム取引に限らず非対面のインターネット取引を通じた取引の中には、未だ不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、引き続き、自主規制機関等との間で連携をしつつ、このような不公正取引の把握に努める。

(6) 上場企業に係るマクロ的観点からの分析

証券監視委における企業不正監視のため、上場企業についてマクロ的な観点からのアプローチ（グローバルに活動する企業に関する経済情勢等について分析を行い、経済情勢等の影響を受けやすい個別企業を選定）を行い、その結果について証券監視委内で情報を共有するとともに、選定企業について横展開の分析を実施し、検査、調査の参考となる情報提供を行う態勢を構築する。

併せて、マクロ経済環境の変化（例えば、現下では中国経済の減速、資源価格の下落等）により、上場企業の業績や株価に影響することが不公正取引等のリスクとなり得るという点にも注視し、フォワードルッキングな市場監視を実施していく。

第4章 証券検査

第1 概説

1 証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

2 証券検査の権限

- (1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証券取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------------|---|
| ① 金融商品取引業者等 | (金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項
なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第63条の3第2項において準用する第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項を含む) |
| ② 金融商品取引業者の主要株主等 | (金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項) |
| ③ 特別金融商品取引業者の子会社等 | (金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項) |
| ④ 指定親会社 | (金商法第57条の23、第194条の7第3項) |
| ⑤ 指定親会社の主要株主 | (金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項) |
| ⑥ 取引所取引許可業者 | (金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及 |

び第3項)

- ⑦ 電子店頭デリバティブ取引等許可業者
(金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- ⑧ 特例業務届出者
(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項)
- ⑨ 金融商品仲介業者
(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項)
- ⑩ 信用格付業者
(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- ⑪ 認可金融商品取引業協会
(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
- ⑫ 認定金融商品取引業協会
(金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
- ⑬ 投資者保護基金
(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- ⑭ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者
(金商法第103条の4、第194条の7第3項)
- ⑮ 株式会社金融商品取引所の主要株主
(金商法第106条の6、第194条の7第3項)
- ⑯ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者
(金商法第106条の16、第194条の7第3項)
- ⑰ 金融商品取引所持株会社の主要株主
(金商法第106条の20、第194条の7第3項)
- ⑱ 金融商品取引所持株会社
(金商法第106条の27、第194条の7第3項)
- ⑲ 金融商品取引所
(金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
- ⑳ 自主規制法人
(金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
- ㉑ 外国金融商品取引所
(金商法第155条の9、第194条の7第2項第7号及び第3項)
- ㉒ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者
(金商法第156条の5の4、第194条の7第3項)
- ㉓ 金融商品取引清算機関の主要株主
(金商法第156条の5の8、第194条の7第3項)
- ㉔ 金融商品取引清算機関
(金商法第156条の15、第194条の7第3項)
- ㉕ 外国金融商品取引清算機関
(金商法第156条の20の12、第194条の7第3項)
- ㉖ 証券金融会社
(金商法第156条の34、第194条の7第3項)
- ㉗ 指定紛争解決機関
(金商法第156条の58、第194条の7第3項)
- ㉘ 取引情報蓄積機関
(金商法第156条の80、第194条の7第3項)
- ㉙ 特定金融指標算出者等
(金商法第156条の89、第194条の7第3項)
- ㉚ 投資信託委託会社等
(投信法第22条第1項、第225条第3項)
- ㉛ 設立中の投資法人の設立企画人等
(投信法第213条第1項、第225条第2項及び第3項)
- ㉜ 投資法人
(投信法第213条第2項、第225条第3項)
- ㉝ 投資法人の資産保管会社等
(投信法第213条第3項、第225条第3項)
- ㉞ 投資法人の執行役員等
(投信法第213条第4項、第225条第3項)
- ㉟ 特定譲渡人
(SPC法第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)

- ③⑥ 特定目的会社 (SPC法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
 - ③⑦ 特定目的信託の原委託者 (SPC法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
 - ③⑧ 振替機関 (社債等振替法第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
 - ③⑨ その他、上記①から③⑧までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

(2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

(3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3 平成 27 年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、引き続き、①検査対象業者の多様化・増加(全体で延べ約 8,000 社)、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえた金融グループ全体の状況を把握する取組みの進展、④取引インフラをなす IT システムの信頼性確保の重要性増大、⑤無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等によるファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害の拡大等が見られた。

そうした中、平成 27 年度においては、監督部局等との連携を一層強化し、オン・オフ一体のモニタリングを推進するなど、効率的・効果的かつ実効性ある検査の実施に努めた。

また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対しては、

証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査（金商法第 187 条）の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行った。

こうした取組みの結果、平成 27 年度においては、185 件（着手ベース）（延べ 258 件）の検査を実施し、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 72 業者に対して問題点を通知するとともに、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま社債の販売を継続していた事案やアナリストが取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた事案等、重大な法令違反等が認められた 18 件について、行政処分を求める勧告を行った。

裁判所への禁止命令等の申立てについては、それに係る調査を実施し、金商法違反行為が認められた無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者のうち、違法行為を今後も行う蓋然性の高い 3 件について申立てを行った。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、その適格機関投資家等に着目した検査を行うなど、より効果的・効率的な検査に努める中、重大な法令違反等が認められた 17 件について、検査結果の公表を行った。

第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 27 年 4 月 3 日に公表した。

平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

(2) 証券検査を巡る環境と課題

証券検査については、その対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした環境の下、現下の証券検査においては、主に以下の課題に対応していくことが求められている。

- ① 大規模証券会社グループ等については、経済金融情勢や国際的な金融規制に係る議論の動向も踏まえつつ、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取り組みを進めていくことが重要であり、常日頃からグループ全体の状況を把握すること。
- ② 昨今の A I J 問題、MR I 問題、公募増資に関連したインサイダー取引の問題などを踏まえ、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していくこと。
- ③ インターネット取引や H F T（高頻度取引）、DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）等が拡大し、取引のインフラをなすシステムの信頼性の確保はその重要性を増しており、顧客の取引や市場に大きな影響を与えないよう、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力すること。
- ④ ファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を

踏まえ、金融商品取引法（以下「金商法」という。）違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対し、投資者保護の観点から、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用するとともに、必要に応じて検査結果を公表するなど、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行うこと。

（３）効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

こうした状況の下、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行い、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく。

このため、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③多様化・複雑化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

また、市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施する。

さらに、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していく。

（４）金融モニタリング基本方針を踏まえた証券検査の実施

金融庁との間で、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化などの連携を図る。その際には平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（平成 26 年 9 月）において、資産運用市場の中長期的な発展とともに、金融商品取引業者等の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指すという観点から、金融商品取引業者等に関する主な重点施策及び監督上の着眼点として、

- ・顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）
- ・成長資金の供給に向けた機能の発揮
- ・顧客の信頼・安心感の確保等
- ・大規模証券会社グループ等に対するフォワードルッキングなリスク管理及びグローバルな視点からの監督
- ・中小の証券会社、投資運用会社等の経営リスクへの対応

といった項目が掲げられていることを踏まえ、証券検査では、こうした重点施策及び監督上の着眼点により示されている項目にも着目して検査を実施していく。

例えば、投資運用業者について、顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）という観点からは、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティ（注 1）を踏まえた商品開発・運用が行われているか、また、系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか、証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれる

ことなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか、といった点についても監督部局と連携の上、実態の把握、より優れた業務運営に向けた検査対象先との双方向の対話を通じた認識の共有に努める。

(注1) 他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称。

(注2) 本基本方針については、金融庁が策定する金融モニタリング基本方針等を受けて、機動的に見直すことがあり得る。

2. 証券検査における検証事項

(1) 業態等に応じた重点検証事項

① 大規模証券会社グループ等

大規模証券会社グループ等については、金融モニタリング基本方針等を踏まえて、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、②に示す第一種金融商品取引業者に係る重点検証事項に加え、グローバルな市場の変化に機動的に対応できる経営管理態勢・リスク管理態勢を構築しているか、市場動向の変化に対する財務面の耐性を含めて、損益や自己資本への影響を適切に管理しているか、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性について検証する。また、海外・クロスボーダー業務の拡大や、その中で金融機関が外国当局から多額の罰金を科される事例が国際的に発生していること等を踏まえ、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクの管理態勢の向上に向けた取組みが適切に行われているか検証する。

検査に際しては、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、監督部局と切れ目のない連携を図り、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効率的・効果的に実施する。

② 第一種金融商品取引業者

イ. 法人関係情報の管理（不正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて引き続き重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ロ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等について引き続き重点的に検証を行う。その際、不正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社

等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制(空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止)に係る管理態勢(フェイルの発生に係る管理態勢を含む。)について検証する。

ハ. DMA等に対する実効性ある売買管理態勢の構築状況の検証

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き重点的に検証する。

二. 有価証券の引受業務の適切性に係る検証

第一種金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について引き続き重点的に検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ホ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係る検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について引き続き重点的に検証する。

ヘ. 資金洗浄対策及びテロ資金対策に係る検証

改正犯罪収益移転防止法の施行を踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて引き続き重点的に検証する。

ト. 外国為替証拠金取引業者(FX業者)に係る検証

第一種金融商品取引業者等のうち外国為替証拠金取引業者(FX業者)については、特に自動売買ソフトを利用した取引について適切な対応が行われているか、スリッページについて監督指針や自主規制規則を踏まえた適切な対応が行われているか等について重点的に検証する。また、経済金融情勢の急変等の可能性も踏まえ、為替変動に対するリスク管理の状況についても重点的

に検証する。

③ 第二種金融商品取引業者等（ファンド業者）

第二種金融商品取引業者、自己運用を行う投資運用業者、適格機関投資家等特例業務届出者等の集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（ファンド業者）については、出資金の分別管理の状況（出資金の流用・使途不明等の有無）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し等を行っていないか等の業務運営の適切性を含む法令等遵守状況について、引き続き重点的に検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則をはじめとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証を行う。

④ 投資運用業者等

多くの投資運用業者等において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

こうした中、特に、投資一任業者に対する検査において、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を引き続き重点的に検証する。

⑤ 信用格付業者

信用格付業者については、各国金融行政当局との連携等を通じて得られた情報を活用しつつ、利益相反防止、格付プロセスの公正性確保、信用格付行為に関する事務処理の誤りの防止といった観点から業務管理態勢が整備されているか、付与した信用格付や自社の格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

⑥ 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする等の法令違反行為等が認められ、中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等について引き続き重点的に検証する。

⑦ 自主規制機関等

自主規制機関については、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審

査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCOなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

⑧ 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、③で掲げた虚偽の告知・説明、出資金の流用の有無といった点に加えて、特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行っていないか、顧客の出資状況や運用委託先の運用状況を適切に把握・管理しているか、顧客に運用内容等に関する情報を適切に提供しているか、当局への虚偽報告その他の問題のある業務運営等を行っていないか、といった点についても検証を行い、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。また、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、必要に応じ、禁止命令等の申立てを行う。

⑨ 無登録業者に対する対応

無登録業者によるファンドの販売等といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

(2) 業態横断的な重点検証事項

① 金融商品の勧誘・販売の状況に係る重点検証事項

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応が行われているかについて、引き続き重点的に検証する。

金融商品の勧誘・販売状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適切な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（NISA）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状

況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

② システムリスク管理態勢に係る検証

近年の金融取引において、ITシステムは必要不可欠なインフラとなっており、投資者の保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点からも、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について引き続き重点的に検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ITシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

③ 反社会的勢力との関係の遮断に係る検証

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて引き続き重点的に検証する。

(3) 一般検証事項

上記の重点検証事項のほか、金融商品取引業者等検査マニュアル等を活用して、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、リスク管理態勢、監査態勢、危機管理態勢等（以下「内部管理態勢等」という。）に係る検証を行う。

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

第2 証券検査基本計画

- (1) 平成 27 年度においては、計 270 社（うち財務局等が行うもの 220 社）を目途として証券検査を実施する。
- (2) 第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者については、引き続き継続的な検査の対象とする。

投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等については、業態、規模その他の特性及び証券監視委・財務局等の人的資源に比し検査対象業者が多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断し、引き続き、随時に検査を実施する。

自主規制機関については、必要に応じて実施する。
- (3) 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（登録事項検査）を、引き続き実施する。
- (4) 登録金融機関に対する検査については、平成 27 年度は、検査局・監督部局からの情報、外部から寄せられる情報、オフサイト・モニタリングの結果等を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた対象先に対して実施する。
- (5) 適格機関投資家等特例業務届出者については、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、引き続き、適切に検査を実施する。また、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、検査対象先のカバレッジの向上を目指し、検査の実施方法等についてより一層の工夫を行う。
- (6) 平成 26 年の金商法改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する。
- (7) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等の間で、検査官の相互派遣等により、引き続き、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

なお、証券監視委及び財務局等の間での、主に第一種金融商品取引業者の本店・支店等に対する合同検査については、平成 27 年度は、検査対象先に対する負担も勘案しつつ、オフサイト・モニタリング等の結果を踏まえて、オンサイトでの検証が必要と認められた場合に実施する。
- (8) 無登録業者に対する調査については、外部から寄せられる情報等を活用し、引き続き、適切に実施する。
- (9) 検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られた場合には、証券監視委の使命を十分果たしていくため、厳正に対処していく。

(注) 市場環境の変化や個別業者に関する要因等に応じて、上記の証券検査基本計画によらない機動的な対応が必要となることがあり得る。

第3 検査実績

(1) 平成 27 年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

① 金融商品取引業者等

平成 27 年度においては、金融商品取引業者等に対する検査の実績としては、149 業者（第一種金融商品取引業者 61 業者、登録金融機関 1 業者、第二種金融商品取引業者 32 業者（うち、10 業者については登録事項検査）、投資運用業者 7 業者、投資法人 1 法人、投資助言・代理業者 28 業者（うち、5 業者については登録事項検査）及び金融商品仲介業者 19 業者）に対し検査に着手した。

平成 27 年度に検査着手したもののうち、第一種金融商品取引業者 39 業者、第二種金融商品取引業者 23 業者（うち、10 業者については登録事項検査）、投資運用業者 3 業者、投資法人 1 法人、投資助言・代理業者 19 業者（うち、5 業者については登録事項検査）及び金融商品仲介業者 15 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった第一種金融商品取引業者 19 業者、第二種金融商品取引業者 10 業者（うち、3 業者については登録事項検査）、投資運用業者 3 業者、投資法人 1 法人、信用格付業者 2 業者、投資助言・代理業者 12 業者（うち、3 業者については登録事項検査）及び金融商品仲介業者 3 業者については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

なお、平成 26 年度より引き続き、第一種金融商品取引業者 3 業者及び指定親会社 2 社は、監督部局と連携を図り、オフサイト及びオンサイトのモニタリングを実施している。

② 適格機関投資家等特例業務届出者

平成 27 年度においては、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の実績としては、30 業者に対し検査に着手し、そのうち 18 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった 17 業者については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

③ 自主規制機関等

平成 27 年度においては、金融商品取引所 1 社、金融商品取引所持株会社 1 社及び自主規制法人 1 法人に対し検査に着手している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった金融商品取引所 1 社、金融商品取引所持株会社 1 社及び自主規制法人 1 社については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

④ その他

平成 27 年度においては、第一種金融商品取引業者の主要株主 1 社、指定親会社 2 社に対し検査に着手し、そのうち 1 社については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった指定親会社 2 社については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

（注）検査が終了したものは、検査対象先に対し検査終了通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査終了通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 27 年度に検査が終了した 191 件のうち、132 件について、臨店検査終了後、3 月以内に検査終了通知書の交付を行っている。

また、上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。

平成 27 年度に検査が終了した 191 件（同 26 年度に検査着手したものを含む。）のうち、意見申出制度に基づく意見申出書の提出が 6 件行われた。

(2) 平成 27 年度に検査が終了した金融商品取引業者等（同 26 年度に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた 18 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行い、これを受けて監督部局が行政処分を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表 平成 27 年度の検査実施状況

業務の種別	計画 [検査先数]	実績		検査対象 業者数 (注 3) [延べ数] (注 2)	実績 [検査先数] (注 1) (検査終了ベース)	
		[検査先数] (注 1) (着手ベース)	[延べ数] (注 2) (着手ベース)		(うち 26 年度着 手分)	
第一種金融商品取引業者	270	61	61	280	58	19
登録金融機関		1	1	1,080	0	0
第二種金融商品取引業者		32	63	1,150	33	10
投資運用業者		7	15	345	6	3
投資法人		1	1	77	2	1
信用格付業者		0	0	7	2	2
投資助言・代理業者		28	54	987	31	12
金融商品仲介業者		19	20	828	18	3
適格機関投資家等特例業務届出者		30	37	3,429	35	17
自主規制機関等		3	3	13	3	3
その他		3	3	—	3	2
合計		270	185	258	8,196	191

(注 1) 「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づき分類・計上している。

(注 2) 「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

(注 3) 検査対象業者数は、平成 28 年 3 月末時点のものである。

- (3) 平成 27 年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 141 人日、第二種金融商品取引業者 28 人日、投資助言・代理業者 29 人日、投資運用業者 108 人日、適格機関投資家等特例業務届出者 66 人日、金融商品仲介業者 19 人日、その他 28 人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 25 人日、最多検査投入人員は 475 人日となっている。

第 4 検査結果の概要

1 第一種金融商品取引業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者は計 58 業者であり、このうち 26 業者において問題点が認められた。これら 26 業者の問題点は、不公正取引に関するものが 2 業者、投資者保護に関するものが 16 業者、財産・経理等に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 13 業者となっている。このうち 11 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、社債の販売を継続していた問題、アナリストが取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた問題、適格機関投資家等特例業務届出者が運営するファンドに対する適格機関投資家としての出資が、実質的に当該届出者の負担により実態のない出資となっていた問題が認められた。

また、日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を複数者から大量に受託し、その反対の引値保証取引を他者との間で行った際に、その取引規模から同者によって相場に過度の影響を与え得る取引が行われる可能性を十分に想定できたにもかかわらず、必要な対応を講じていない事例が認められた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 33 業者であり、このうち 9 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 9 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 6 業者、財産・経理等に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 5 業者となっている。このうち 1 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、ファンド等に係る取引について、分別管理を適切に行っておらず、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を顧客に交付している等の問題が認められた。

3 投資助言・代理業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 31 業者であり、このうち 11 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 11 業者の問題点は、不公正取引に関するものが 1 業者、投資者保護に関するものが 11 業者、その他業務運営に関するものが 3 業者となっている。このうち 5 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、顧客に対し特別の利益を提供する問題や、無登録で投資一任業を行っている状況等の問題が認められた。

4 投資運用業者等に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。）は計 8 業者であり、このうち 1 業者において問題点が認められた。この 1 業者の問題点は、その他業務運営に関するものとなっている。

5 金融商品仲介業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は計 18 業者であり、このうち 3 業者（金融商品仲介業以外の業務を主に行う業者において、金融商品仲介業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 3 業者の問題点は、不公正取引に関するものが 1 業者、投資者保護に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 1 業者となっている。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、金融商品仲介業以外の業務で取得した法人関係情報を利用して顧客に勧誘する等の問題が認められた。

6 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 35 業者であり、このうち 22 業者において問題点が認められた。なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしており、平成 27 年度においては、適格機関投資家等に着目した検査を行うなど、より効率的・効果的な検査に努める中、重大な法令違反等が認められた 17 業者について検査結果の公表を行った。

具体的には、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、運用方法や運用実績などについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いて虚偽の告知を行ってファンドを勧誘する行為等の金商法違反行為や、出資・運用の杜撰な管理、他のファンドへの配当・償還金や当社の経費にファンド出資金を流用するなど、投資者保護上問題のある行為が認められた。

第 5 証券検査の結果に基づく勧告等

平成 27 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) カブドットコム証券株式会社

（勧告日：平成 27 年 5 月 15 日）【附属資料 3－4－3 (1)①（番号 1）参照】

○ システム管理が十分でない状況

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕

当社のシステム障害の管理の状況は、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止策などの実施状況を正確に把握できていない状況になっており、また、発生した障害の原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることができる態勢とは認められない状況となっている。さらに当局にシステム障害が報告されていない事例や適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められ

たほか、システム開発の管理不備、システムに関する内部監査が機能していない状況が認められた。

(2) 日本クラウド証券株式会社

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 4) 参照】

① 分別管理を適切に行っていない状況

〔金商法第 43 条の 2 第 2 項〕

当社は、非上場株式等の売買等に係る業務及びファンドの取得勧誘に係る業務に関し、顧客から金銭の預託を受け、業務システムを使用して両業務に係る当該金銭の管理を行うとしていたが、当該金銭を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま両業務を運営していたため、当該金銭を正確に把握できておらず、当該金銭について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。

② 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 8 号〕

当社は、成立した未上場株式等やファンドに係る取引について、業務システムへの取引内容の入力遅延が発生したことによって、3 四半期分において、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を交付していた。

(3) ドイツ証券株式会社

(勧告日：平成 27 年 12 月 8 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 7) 参照】

① 法人関係情報の管理に不備がある状況

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕

当社は、アナリストが上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、アナリストレポートとして提供しているほか、アナリストから直接又は営業員を介して電子メール等によっても提供しているが、いずれの提供方法においても、法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されていない状況が認められた。

② 法人関係情報を提供した勧誘

〔平成 26 年法律第 44 号による改正前の金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号〕

当社の A アナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報を取得した当日に、当社職員 21 名及び 1 顧客に対し、電子メール等によって当該法人関係情報を伝達していた。そして、上記職員のうち 2 営業員が同日中に、少なくとも上記 1 顧客を含む 3 顧客に対し、当該法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。

(4) アーツ証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 1 月 29 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 8) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第 1 号〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとした 3 社債について、上光証券株式会社、共和証券株式会社、竹松証券株式会社、田原証券株式会社、六和証券株式会社及びおきなわ証券株式会社（以下「関連販売会社」という。）に対して販売支援等を行うとともに、そのうち 2 社債について自ら販売を行っているところ、当社の代表取締役は、当該 3 社債の発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、

毀損されていたこと等の事実を認識したにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社営業員等をして、上記事実を反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を継続した（参考：本章第5-1-(5)~(10)）。

② 関連販売会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為

〔金商法第52条第1項第9号〕

当社の代表取締役は、上記①の関連販売会社に対しても、発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書等を送付し続けるとともに、上記①と同様の勧誘資料等のひな型を送付し、これに基づき、上記①の3社債の販売を継続させた（参考：本章第5-1-(5)~(10)）。

③ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、中小企業の売掛債権を裏付資産とするとしたA社債において、その発行会社の財務状況について、中小企業の売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じていることを認識していたにもかかわらず、勧誘資料等に当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5-1-(7)、(8)）。

また、当社は、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとしたB社債の販売を行っているところ、B社債の発行会社は、同社の子会社の発行するC社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国LLCの発行するD社債を取得しているが、上記LLCについて、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5-1-(7)、(8)、(10)）。

(5) 上光証券株式会社

（勧告日：平成28年2月19日）【附属資料3-4-3(1)①（番号9）参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとした1社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該1社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていたこと等の事実を反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5-1-(4)①・②）。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、上記①の1社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、上記①の勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

(6) 共和証券株式会社

（勧告日：平成28年2月19日）【附属資料3-4-3(1)①（番号10）参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとして 1 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当社は、当該 1 社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に対し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5-1-(4)①・②）。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、上記①の 1 社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、上記①の勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

(7) 竹松証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 2 月 19 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 11) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとして 2 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該 2 社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に対し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5-1-(4)①・②）。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、中小企業の売掛債権を裏付資産とするとして A 社債の販売を行っているところ、その発行会社の財務状況について、中小企業の売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じていることを認識していたにもかかわらず、勧誘資料等に当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

また、当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして B 社債の販売を行っているところ、B 社債の発行会社は、同社の子会社の発行する C 社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国 LLC の発行する D 社債を取得しているが、上記 LLC について、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記 LLC の実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記 LLC の実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5-1-(4)③）。

(8) 田原証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 2 月 19 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 12) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとした 2 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該 2 社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていたこと等の事実に対し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5-1-(4)①・②）。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、中小企業の売掛債権を裏付資産とするとした A 社債の販売を行っているところ、その発行会社の財務状況について、中小企業の売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じていることを認識していたにもかかわらず、勧誘資料等に当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

また、当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとした B 社債の販売を行っているところ、B 社債の発行会社は、同社の子会社の発行する C 社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国 LLC の発行する D 社債を取得しているが、上記 LLC について、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記 LLC の実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記 LLC の実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5-1-(4)③）。

(9) 六和証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 2 月 19 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 13) 参照】

○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとした 2 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該 2 社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていたこと等の事実に対し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5-1-(4)①・②）。

(10) おきなわ証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 2 月 19 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 14) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとした 1 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及

びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつたことから、当該1社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実を反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5-1-(4)①・②）。

- ② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、上記①の1社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、上記①の勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

また、当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとしてB社債の販売を行っているところ、B社債の発行会社は、同社の子会社の発行するC社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国LLCの発行するD社債を取得しているが、上記LLCについて、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5-1-(4)③）。

(11) プレミア証券株式会社

（勧告日：平成28年3月18日）【附属資料3-4-3(1)①（番号17）参照】

- 適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

〔金商法第51条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の届出者（以下「届出業者」という。）6者が運用する8ファンドについて、ファンドに係るモニタリング等を行い、当該届出業者から報酬を受領することを条件に、適格機関投資家として出資を行ったとしているが、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない上に、当該届出業者から当社の出資額以上の金額を報酬として受領しており、当該出資は、実質的に当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められる。

適格機関投資家として出資を行う前後において、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない当社の行為は、届出業者の違法行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる（参考：本章第5-5-(1)、(6)）。

(12) 東岳証券株式会社

（勧告日：平成28年3月18日）【附属資料3-4-3(1)①（番号18）参照】

- 適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

〔金商法第51条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の届出者（以下「届出業者」という。）2者が運用する3ファンドについて、外国為替証拠金取引に関するレポートの提供を行い、当該届出業者から手数料を受領の上、適格機関投資家として当該手数料と同額を出資したとしているが、当該レポートは一般に無償で公開されている内容であり、有償で提供する価値があるものとは認められず、当該出資は、実質的に当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められる。

また、当社は、適格機関投資家として出資を行う前後において、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない状況が認められており、当社の行為が届出業者の違法行

為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

○ 日本クラウド証券株式会社

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 4) 参照】

- 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況
〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 8 号〕
(本章第 5-1-(2)②参照)

3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 株式会社タップジャパン

(勧告日：平成 27 年 6 月 9 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 2) 参照】

- 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況
〔金商法第 51 条〕
当社は、適格機関投資家等特例業務におけるファンド運営において、出資金の流用等が認められたほか、顧客に対し不公平な配当金の支払いや運用状況等を報告していないなど、投資者保護上の問題が認められた。

(2) 株式会社プログレスマインド

(勧告日：平成 27 年 6 月 16 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 3) 参照】

- 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況
〔金商法第 51 条〕
当社は、適格機関投資家等特例業務におけるファンド運営において、ア. 出資金の一部流用、イ. 事実と異なる財務諸表を作成し顧客に運用報告を行っていた状況、ウ. 投資事業を事前調査した際、わずかな資料を入手したのみで投資をしており、投資後についても、投資事業の収益状況を確認したことを推認させる関連書類が存在していない状況が認められた。また、当社は、出資金の運用を外国為替証拠金取引により行っていたとしているが、これを確認できる資料は保存していないなど、投資者保護上の問題が認められた。

(3) フューチャーストック株式会社

(勧告日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 5) 参照】

- 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為
〔平成 26 年法律第 44 号による改正前の金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕
当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち 5 名に対して、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案し、当該提案に応じた顧客 4 名に対して実際に投資顧問料の支払いを免除していた。

(4) 株式会社インベストメントカレッジ

(勧告日：平成 27 年 10 月 6 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 6) 参照】

- 無登録で投資運用業（投資一任業）を行っている状況
〔金商法第 29 条〕
当社は、日経 225 先物取引の自動売買システムを利用したサービスに関する契約を顧客

と締結し、当該自動売買システムから直接、顧客口座のある証券会社に対して日経 225 先物取引の発注を行っている。このような行為は、投資判断の一任や発注に係る必要な権限を顧客から受け、顧客資産の運用を行っていることから、投資運用業（投資一任業）に該当するところ、当社は、変更登録を受けることなく、投資運用業（投資一任業）を行っていた。

(5) 株式会社グローバルレポート

(勧告日：平成 28 年 3 月 11 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 15) 参照】

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに該当することとなったとき）〕

当社の代表取締役及び当社を実質的に支配し業務を全て執行している A 氏は、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如し、実態と異なる内容を記載した登録申請書を基に登録を受け、申請した内容と異なる業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、複数の法令違反行為等を行っていることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

(6) ファーストメイク・リミテッド株式会社

(勧告日：平成 28 年 3 月 15 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 16) 参照】

- ① 法人関係情報の管理不備
〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕
当社は、上場会社の資金調達に関する業務を行っており、法人関係情報を取得する立場にあるところ、法人関係情報の管理に関する社内規程がなく、取扱いが代表取締役の判断に委ねられ、法人関係情報を管理するためのチェック機能等が全く働いていないなど、同業務を通じて取得された法人関係情報がいつでも顧客に提供可能な状態に置かれていた。
- ② 上場会社による虚偽有価証券届出書の提出への加担等
〔金商法第 51 条〕
当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、株式会社オプトロムによる増資に関し、同社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、同社の虚偽の有価証券届出書を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続していた。当社の当該行為は、株式会社オプトロムが行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる（参考：第 7 章第 2-2②）。

4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

○ ファーストメイク・リミテッド株式会社

(勧告日：平成 28 年 3 月 15 日)【附属資料 3-4-3 (1)① (番号 16) 参照】

- ① 法人関係情報を利用した勧誘行為
〔平成 26 年法律第 44 号による改正前の金商法第 66 条の 14 第 1 号ニ〕
当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、上場会社である A 社が増資を行う予定である旨の公表前の法人関係情報を取得し、当該法人関係情報を 2 名の顧客に対して A 社から公表される前に提供し、A 社株式の買付けの勧誘を行っていた。
- ② 法人関係情報の管理不備
〔金商法第 66 条の 15 において準用する同法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 281 条第 3 号〕
(本章第 5-3-(6)①参照)

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表

(1) 株式会社瀬戸内ファンド

(公表日：平成27年4月24日)【附属資料3-4-3(1)②(番号1)参照】

○ 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、自らを業務執行組合員とするファンドの取得勧誘及び運用を行っていたところ、ファンドの運営・管理を一人で行っていた当社の代表取締役の所在が不明となり、ファンドに係る出資状況や運用実態を記録した書類等がほとんど残っていないことから、ファンドに係る実際の出資状況や運用実態が確認できない状況にあった。

(2) 株式会社ファミリー

(公表日：平成27年5月15日)【附属資料3-4-3(1)②(番号2)参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕

当社は、自らを営業者とする4ファンドについて、その取得勧誘開始以降、運用益が出ていない状況にあるにもかかわらず、4ファンドの1つであるAファンドの取得勧誘において、顧客に対し、Aファンド以外の2ファンドについて虚偽の配当実績を掲載した書面を交付して、毎月運用益を計上し配当を実施している旨の虚偽の説明を行っていた。

② 投資者保護上問題のある業務運営

当社の代表取締役は、4ファンドの出資金を同代表の知人への貸付金等に流用していた。また、4ファンドは、いずれも運用益が出ておらず、配当を行えない状況にあったにもかかわらず、出資金を原資として顧客に対して配当を支払っていた。

(3) 株式会社即一丸ホールディングス

(公表日：平成27年5月22日)【附属資料3-4-3(1)②(番号3)参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕

当社は、自らを営業者とするファンドについて、その取得勧誘開始当初から、出資金を外国為替証拠金取引で運用する意図も態勢もなかったにもかかわらず、顧客に対し、外国為替証拠金取引で運用する投資ファンドである旨の虚偽の説明を行った。また、当社は、ファンドの契約書において、累積損失が生じている場合には配当を行わないと定めているにもかかわらず、顧客に対し、配当金が毎月必ず支払われる旨の虚偽の説明を行った。

② 投資者保護上問題のある業務運営

当社は、出資金を当社の経費等に流用していたほか、出資対象事業において運用益が出ておらず、配当を行えない状況にあったにもかかわらず、出資金を原資として顧客に対して配当を支払うとともに、虚偽の運用報告書を交付していた。

(4) 株式会社アライドインベストメント

(公表日：平成27年6月5日)【附属資料3-4-3(1)②(番号4)参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況
〔金商法第29条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が1名以上の適格機関投資家に対して取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、同出資を受け入れないま

ま、自らを営業者とするAファンドの取得勧誘を行っていた。

また、当社は、出資対象事業に係る業務執行が全ての出資者の同意を得るものであれば集団投資スキームの適用除外の要件であるところ、適用除外になるとして組成したBファンドにおいて、全ての出資者の同意を得ないまま、Bファンドの業務執行を行っていた。なお、Bファンドは、適格機関投資家等特例業務の要件も充足していない。

② 当社の業務運営に問題のある状況

当社は、Aファンド及びBファンドの出資金を当社の経費等に流用していたほか、両ファンドの会計帳簿を全く作成していないなど、顧客出資金等の管理が杜撰な状況になっている。また、当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、Bファンドの運用を開始しているにもかかわらず、事業開始に至っていない旨の虚偽の報告を行っていた。

(5) エム・ピー・ジャパン株式会社

(公表日：平成27年6月30日)【附属資料3-4-3(1)②(番号5)参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕

当社は、自らを営業者又は業務執行組合員とするファンドについて、その取得勧誘に当たり、ファンドの運用実績について虚偽の説明を行っていた。

② 投資者保護上問題のある業務運営状況

当社は、出資金のうち、本来の運用目的である外国為替証拠金取引で一部しか運用していない。また、当社は、出資金を本来の運用目的外である株式で運用しているほか、当社の経費、実際の運用に基づかない配当、償還金等に充てていた。なお、当社は、適切に業務を行うという意識が欠如していたことから、出資金等の入出金の状況を正確に把握していない。

③ 報告徴取命令に対する虚偽報告

〔金商法第63条第7項〕

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、虚偽の金融機関の取引履歴等を作成し、当該取引履歴等を添付するなどした報告書を提出していた。

④ 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

〔金商法第29条〕

当社は、自らを無限責任組合員とするファンドについて、主として事業者に対する金銭の貸付け等で運用することから、第二種金融商品取引業の登録を受ける必要がないという誤った認識の下、その取得勧誘を行っていた。なお、当該ファンドは、適格機関投資家等特例業務の要件も充足していない。

(6) 株式会社明和

(公表日：平成27年6月30日)【附属資料3-4-3(1)②(番号6)参照】

○ 検査忌避及び報告徴取命令違反

〔金商法第63条第7項及び第8項〕

当社は、関東財務局の検査に応じず、検査に応じることができない理由等を求める報告徴取命令に対しても応じていない。

(7) 株式会社アドネット

(公表日：平成27年7月17日)【附属資料3-4-3(1)②(番号7)参照】

○ 当社の業務運営に問題がある状況

当社は、自らを営業者とするファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていない

甲社に取得勧誘を依頼し、甲社に対し、報酬を支払っていた。

また、当社は、出資金を代表取締役個人の借入金返済等に流用していた。

(8) 株式会社アンリミテッド

(公表日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3-4-3 (1)② (番号 8) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、甲社の代表社員である A 氏と相談の上、49 名を超えて一般投資家から出資を受けることを目的として、当社自らを営業者とするファンドに出資する顧客に対し、A 氏に貸付けの名目で金銭を支払わせ、複数の顧客からの出資金をまとめた上で A 氏の名義でファンドに出資させることにより、適格機関投資家等特例業務の要件である一般投資家からの出資の受入れが 49 名以下であるかのように偽装していた。

② 出資金の管理に不備がある状況

当社は、顧客から A 氏を通じて集めた出資金の一部を、出資金として計上せず、匿名組合の出資金管理口座に入金することなく、当社の経費等に費消していた。

(9) 株式会社 J コーレール

(公表日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3-4-3 (1)② (番号 9) 参照】

○ 業務運営に投資者保護上問題がある状況

当社は、自らを営業者とするファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていない A 氏らに取得勧誘を依頼し、A 氏らに対し、報酬を支払っていた。

また、当社は、出資金の多くを現金で扱っている上、管理帳簿さえ作成していないことから、出資金の残高等を把握できていないほか、A 氏らに行わせた金商法違反行為に対する報酬を出資金から拠出していた。

(10) イー・アセットマネジメント株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3-4-3 (1)② (番号 10) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、自らを営業者とする 3 ファンドについて、一般投資家からの出資の受入れを 49 名以下とする適格機関投資家等特例業務の要件を形式上満たすため、一般投資家が 49 名近くになると新たなファンドを組成し、取得勧誘及び運用を行っていたところ、ファンドごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益等がどのファンドに帰属するのか判別できないことなどから、実質的に 1 つの集団投資スキームであるものと認められた。したがって、当社は、上記の状況下で、出資を受ける一般投資家の人数の合計が 49 名を超えていたことから、適格機関投資家等特例業務の要件を充足していない。

② 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況

当社は、ファンドの投資先である甲社への投資金額のうち約 4 割を投資の見返りとして甲社から受け取り、残りの約 6 割しか甲社の事業に充てられていない状況にもかかわらず、顧客に対する説明を一切行っていない。

(11) アセットクリエーション株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3-4-3 (1)② (番号 11) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、自らを業務執行組合員とする 3 つの任意組合及び自らを営業者とする 3 つの匿

名組合について、一般投資家からの出資の受入れを 49 名以下とする適格機関投資家等特例業務の要件を形式上満たすため、一般投資家が 49 名近くになると新たな組合をそれぞれ組成し、取得勧誘及び運用を行っていたところ、任意組合ごと又は匿名組合ごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益等がどの任意組合又は匿名組合に帰属するのか判断できないことなどから、実質的にそれぞれ 1 つの集団投資スキームであるものと認められた。したがって、当社は、上記の状況下で、出資を受ける一般投資家の人数の合計が 49 名を超えていたことから、適格機関投資家等特例業務の要件を充足していない。

② 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況

当社は、匿名組合の投資先である甲社への投資金額のうち約 4 割を投資の見返りとして甲社から受け取り、残りの約 6 割しか甲社の事業に充てられていない状況にもかかわらず、顧客に対する説明を一切行っていない。

(12) A・Jアセットクリエーション株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3-4-3 (1)② (番号 12) 参照】

○ 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況

当社は、自らを営業者とするファンドの投資先である甲社への投資金額のうち約 4 割を投資の見返りとして甲社から受け取り、残りの約 6 割しか甲社の事業に充てられていない状況にもかかわらず、顧客に対する説明を一切行っていない。

(13) JPM株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 7 日)【附属資料 3-4-3 (1)② (番号 13) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、一般投資家からの出資の受入れを 49 名以下とすることが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、自らを営業者とする 4 ファンドのうち 2 ファンドにおいて、49 名を超える一般投資家に取得勧誘を行っていた。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号]

当社は、4 ファンドのうち 1 ファンドについて、虚偽の運用報告書を作成し、顧客に対し、これに基づいて実態と異なる運用状況を説明して取得勧誘を行い、追加出資を受けていた。

③ ファンドの運用及び出資金の管理が極めて不透明、かつ、杜撰な状況

当社は、4 ファンドについて、いずれも会計帳簿等を作成していないことなどから、ファンド財産の状況や、現金の入出金の履歴等を把握できていない。

また、当社は、4 ファンドのうち 2 ファンドについて、出資対象事業への投資額を正確に把握できていないほか、出資金の一部を当社の経費等へ流用したとしているが、その流用額を把握できていない。

(14) ノア・アセットマネジメント株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 7 日)【附属資料 3-4-3 (1)② (番号 14) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が 1 名以上の適格機関投資家に対して取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、自らを営業者とする 9 ファンドのうち 7 ファンドについて、同出資を受け入れないまま、7 ファンドの取得勧誘を

行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、9ファンドの出資金について、金融商品取引業の登録を受けていない甲社に運用を委託していたのみならず、委託先が行った投資に係る契約内容を何ら把握していないなど、当社のファンドの運用実態の把握は極めて杜撰な状況にある。

また、当社は、9ファンドのうち1ファンドについて、顧客に返還すべき出資金全額を当社の経費等に流用していた。

(15) 株式会社丸庄

(公表日：平成27年11月10日)【附属資料3-4-3(1)②(番号15)参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等
〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕

当社は、自らを営業者等とするファンド（以下「本件ファンド」という。）について、その取得勧誘開始当初から、出資金を契約内容どおりに運用する意思がなかったにもかかわらず、営業員に対して、国内外の上場株式等に投資すると記載した勧誘資料を用いて勧誘するよう指示し、不適切な勧誘をさせていた。

② ファンドの出資金の流用等

当社は、本件ファンドのうち2ファンドについて、甲社のファンドの顧客を引き継いでほしい旨の甲社からの要請を受けて、甲社のファンドの顧客に乗換勧誘を行い、出資金については甲社から受領したものであるところ、当該ファンドの出資相当額を甲社から受け取っておらず、当初から適正に管理する状況になかったほか、本件ファンドの出資金を甲社の代表取締役への資金供与等に流用していた。また、当社は、本件ファンドを契約内容どおりに運用しておらず、配当を行えない状況にあったにもかかわらず、出資金を原資として顧客に対して配当を支払っていた。

③ 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

〔金商法第29条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が1名以上の適格機関投資家に対して取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、本件ファンドのうち21ファンドについて、同出資を受け入れないまま、21ファンドの取得勧誘を行っていた。

また、当社は、一般投資家からの出資の受入れを49名以下とすることが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、本件ファンドのうち1ファンドにおいて49名を超える一般投資家に取得勧誘を行っていた。

(16) 株式会社ファインドエッジ

(公表日：平成27年12月14日)【附属資料3-4-3(1)②(番号16)参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

〔金商法第29条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が1名以上の適格機関投資家に対して取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、自らを営業者とする6ファンドについて、同出資を受け入れないまま、取得勧誘を行っていた。

また、当社は、一般投資家からの出資の受入れを49名以下とすることが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、6ファンドのうち4ファンドにおいて49名を超える一般投資家に取得勧誘を行っていた。

② 無登録の者に対する取得勧誘及び運用の委託等

当社は、6ファンドのうち3ファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていない

甲社に取得勧誘及び運用を委託していた。

また、当社は、6ファンドのうち1ファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていない乙社に運用を委託していた。

③ ファンド財産の杜撰な管理

当社は、6ファンドについて、当社及び代表取締役の固有財産並びに各ファンドの財産が混在している状況にあるほか、6ファンドの財務諸表等を全く作成していないなど、管理が極めて杜撰な状況において、出資金の一部が本来の運用目的に充てられていることが確認できない。

また、当社は、ファンド財産を当社の経費等に充てているほか、ファンド財産間において、ファンド財産を正当な根拠なく他ファンドの配当金や償還金等に流用していた。

④ 報告徴取命令に対する虚偽報告

[金商法第63条第7項]

当社は、近畿財務局長からの報告徴取命令に対し、運用財産額を過大に記載した虚偽の報告書等を提出していた。

(17) 株式会社ワンプラスワン

(公表日：平成28年3月18日)【附属資料3-4-3(1)②(番号17)参照】

① 組合解散後に出資を行っていた状況

当社は、当社が運用するA投資事業有限責任組合(以下「A組合」という。)について、唯一の有限責任組合員(適格機関投資家)が脱退したことにより、A組合は解散したと認められるにもかかわらず、A組合が解散した日以降もA組合を適格機関投資家として他の適格機関投資家等特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)7者が運用する15ファンドに出資を行ったとしているが、A組合は解散した日以降は適格機関投資家ではないことから、当該出資は、適格機関投資家としての出資であるとは認められない。

② 無登録で投資運用業を行っている状況

[金商法第29条]

当社は、A組合について、唯一の有限責任組合員が脱退した後に、新たな有限責任組合員(一般投資家)から出資を受け、A組合を適格機関投資家として届出業者13者が運用する24ファンドに対して出資を行っているが、上記①のとおり、A組合は既に解散しているため、新たな有限責任組合員から出資を受けた時点で新たなA組合が組成されたものとして、適格機関投資家等特例業務の要件である適格機関投資家からの出資が必要であるにもかかわらず、同出資を受けていない。

また、当社は、当社が運用するB投資事業有限責任組合(以下「B組合」という。)について、B組合を適格機関投資家として届出業者18者が運用する24ファンドに出資を行ったとしているところ、B組合の唯一の適格機関投資家であるX者の出資は、B組合がX者の出資相当額を実質的に負担することを条件に出資したものであるため、適格機関投資家としての出資とは認められず、B組合は適格機関投資家等特例業務の要件を充足していない。

③ 出資金の管理が杜撰な状況

当社は、A組合及びB組合名義で行った適格機関投資家としての出資について、実際に両組合から出資が行われたかどうかの確認ができない状況や、適格機関投資家として出資を辞退するとしているものの、出資先ファンドからの脱退又は契約の解約が行われたかどうかの確認ができない状況が認められた。

また、当社は、当社が運用するC投資事業有限責任組合(以下「C組合」という。)について、その共同運営者であるY者が出資金の大半を当社に無断でY者の関連会社に貸し付け、流出・毀損させたとしているものの、当該貸し付けの事実を当社が承知していた状

況が認められた。

④ 出資先ファンドにおける投資者被害等

上記①ないし③の当社の行為は、他の多数の届出業者による違法行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる（参考：本章第5-3-(1)、同第5-5-(6)）。

⑤ 適格機関投資家出資の外観を仮装し、違法行為に積極的に加担した状況

当社は、C組合について、A組合が唯一の適格機関投資家として出資したとしているが、当該出資は、Y者が拠出した金銭を原資としており、A組合が行った出資は、実態のないものと認められるため、Y者によるC組合に係る取得勧誘は、無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況となるが、当社は、A組合名義で適格機関投資家として出資の外観を仮装することにより、当該状況に積極的に加担していたと認められる。

第6 証券検査の結果認められたその他の主な問題点

行政処分勧告を行った事案のほかに、平成27年度に検査が終了した金融商品取引業者等に対する検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

1 第一種金融商品取引業者における問題点

(1) 不公正取引に関するもの

○ 引値保証取引を行う際の対応が不十分な状況

当社は、顧客から日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を複数社から大量に受託し、その反対の引値保証取引を主に他の1者との間で行った際に、その取引規模から同者によって相場に過度の影響を与え得る取引が行われる可能性を十分に想定できたにもかかわらず、注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

(2) その他業務運営に関するもの

① 広告審査態勢の不備

当社は、自社のウェブサイト広告に掲載するに当たり、広告審査に係る社内規程を定めているものの、当該規程上は広告作成部署による審査で完結し、コンプライアンス担当部署による審査まで要求されていないために適切な職務分掌が図られず、審査方法の手順や審査基準、審査の事跡化又は管理方法が具体的に定められていないことから、正確性に欠ける表示が看過されるなど、広告審査態勢に不備が認められた。

② アナリストレポートの審査態勢が十分でない状況

当社は、アナリストレポート（以下「レポート」という。）の審査について、当社のシニアアナリストによって一部の審査が行われているものの、その他の審査は海外グループ会社で行われており、国内の法令諸規則の遵守を担保する役割を担う当社のコンプライアンス部門がレポートの審査に関与していない状況が認められた。

また、当社は、決算公表を受けて作成したレポートを公表した後、新たな公表情報がないにもかかわらず、一定期間内に業績見通しや目標株価を一定以上変更したレポートを新たに公表する場合に、非公表情報に基づいて作成されたものではないかといった観点からその内容を確認することなく承認が行われており、社内において実効性を伴った審査が行われていない状況が認められた。

③ 投信営業等に係る内部管理態勢の不備

当社は、投資信託の乗換勧誘及び高齢顧客への投資勧誘に係るモニタリング態勢について、社内規則を定めていたにもかかわらず、そのモニタリングの実施部署及び実施者を定めていなかったことから、乗換えにより買い付ける投資信託の分配金が元本払戻金である状況を顧客に説明していない等の不適切な乗換勧誘や、高齢顧客の投資意向を確認することなく営業部長等による承認が行われていた。

また、当社は、顧客にとって合理性のない投資信託の取引を防止するため、社内規則において類似投資信託間の乗換勧誘を禁止していたものの、類似投資信託に係る分類・指定を一切定めていなかった。

④ 高齢顧客への勧誘・販売に係るモニタリング態勢が不十分な状況

当社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の高リスク商品を高齢顧客に勧誘するに際しては、部店長等が、当該顧客と面談を実施した上であらかじめ定めた勧誘開始基準への適合状況を確認の上、営業員が高齢顧客に対して取得勧誘の実施を事前に承認することとしている。しかしながら、当該基準への適合状況を確認するための項目の一部が事前に承認する際の記録様式から漏れていたほか、確認項目の一つとなっている顧客の投資方針について、社内規程が整備されておらず、顧客の投資方針の変更の妥当性の検討を行わないまま変更することが可能な状況となっていた。こうしたことから、高齢顧客に対する高リスク商品の勧誘が当該基準に適合しているかどうかについて、事後的にモニタリングを行うことができないこととなっていた。

2 第二種金融商品取引業者における問題点

○ 財産・経理等に関するもの

○ 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為

〔金商法第40条の3〕

当社は、私募の取扱いを行ったファンドの出資金が、その名義により預金等で管理されていることがファンドの契約書等によりファンド営業者に義務付けられておらず、出資金がファンド営業者の固有財産と分別して管理することが確保されていない状況にあるにもかかわらず、ファンドの私募の取扱いを行っていた。

3 投資助言・代理業者における問題点

○ 投資者保護に関するもの

① 著しく事実に相違する表示等のある広告

〔金商法第37条第2項〕

当社は、無料会員の登録を行った顧客に対し、キャンペーンに関する広告を電子メールにて行っているところ、ア.当社が独自に銘柄を選定しているにもかかわらず、実在しない投資顧問業者が選定した銘柄について助言を受けられる旨を記載していたほか、イ.過去に助言した銘柄名と会員数が相違しているなど、助言の内容及び方法に関する事項並びに投資助言業務の実績に関する事項につき著しく事実に相違する表示が認められた。

② 当社の使用人でない外部の者に投資判断を行わせている状況

当社は、投資分析のレポートを会員専用ウェブサイトに掲載する方法により投資助言を行っているところ、投資判断を伴う当該レポートの作成を当社の使用人でない外部の者に依頼するとともに、形式的な確認だけで掲載し、投資助言業務に係る根幹業務たる投資助言を他者に任せている状況が認められた。

4 投資運用業者における問題点

○ その他業務運営に関するもの

○ 鑑定評価を行わせる際の対応が不十分な状況

当社は、投資法人に対して、利害関係人から不動産信託受益権を取得させるに当たって、不動産鑑定業者に対して鑑定評価を依頼する際に、当該利害関係人が不動産鑑定業者と折衝して鑑定評価に係る資料を当初提供していたにもかかわらず、当社は、資産運用会社として、当該利害関係人から不動産鑑定業者に必要な情報が提供されているかを確認せず、情報等の提供状況を適切に管理していない。また、提供された情報等の鑑定評価への反映状況につき必要な検証を行わないまま、当該投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

第7 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等捜査当局への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192 条申立て」という。）及びそのための同法第 187 条に基づく調査（以下「187 条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（附属資料 3-5-3 参照）。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証取法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し 3 億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192 条申立て及び 187 条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成 23 年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

- ・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化
- ・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（1 年以下の懲役、100 万円以下の罰金）
- ・無登録業者に対する罰則の引上げ
3 年以下の懲役、300 万円以下の罰金 ⇒ 5 年以下の懲役、500 万円以下の罰金に改正
- ・無登録で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については、5 億円以下の罰金
- ・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192 条申立てが可能であったものが、違反行為の行為地の地方裁判所にも申立てが可能に（192 条申立ての裁判管轄の拡大）

さらに、平成 27 年の金商法改正により、裁判所による禁止命令等の対象行為が、金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為のほか、集団投資スキーム持分等に係る権利に関して出資

等された金銭を充てて行われる事業について、業務執行が著しく適正を欠く等の一定の要件を満たす状況下における、これら権利の募集行為等にも拡大された。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成 22 年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員に対して 192 条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成 24 年度からは、192 条申立てを行わない場合においても、187 条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成 27 年度に 192 条申立てや 187 条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

① 株式会社ドリームジャパン

【申立日：平成 27 年 7 月 3 日】【附属資料 3-5-2 (番号 15) 参照】

株式会社ドリームジャパン（以下「D社」という。）の代表取締役A（以下、D社と併せて「D社ら」という。）は、自身が代表取締役を務めていた株式会社エリオストレージングス（以下「E社」という。）において、金商法の登録を受けずに、上場株式の売買の注文を行うと、これを証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、上場株式の売買の注文を受け付け、入金を受けていた。また、新規公開株式について、E社が割当てを受けたものを売買できるなどと説明して一般投資家を勧誘し、新規公開株式の売買の注文を受け付け、入金を受けていた。

このような中、E社に対して、関東財務局長から警告書の発出等がされたところ、Aは、関東財務局からの追及を免れるために、D社を利用し、D社にE社で取引をしていた一般投資家を引き継がせ、D社において引き続き上記各行為を行っていた。

そして、D社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務及び遊興費やD社の経費等で費消して毀損しているなどの状況にあった。

このため、平成 27 年 7 月 3 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、D社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年 9 月 8 日、D社らに対して、同金商法違反行為の禁止等命令を下した。

② 株式会社SRIブレイン

【申立日：平成 27 年 8 月 7 日】【附属資料 3-5-2 (番号 16) 参照】

株式会社SRIブレイン（以下「S社」という。）及びS社の代表取締役A（以下、S社と併せて「S社ら」という。）は、S社の運営する複数のファンド（以下「本件ファンド」という。）の取得勧誘に際して顧客に交付していた重要事項説明書及び契約書に表示し、S社営業員が説明していた手数料等以外にも、顧客の出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、かかる事実を顧客に説明せず、手数料等について、実際のものよりも著しく低額である旨を表示・説明していた。

また、S社らは、本件ファンドのうち複数のファンドの投資先企業について、将来有望な未上場企業、高い成長性が見込まれる国内企業の株式等に投資する旨などを重要事項説明書において表示していたほか、営業員においても同旨の説明を顧客に対して繰り返し行っていたところ、実際には、成長性が高いとは評価できない企業に投資していたものであり、投資先企業の経営実態が上記表示及び説明と著しく相違するものであった。

そして、上記と同様の手数料等にかかる虚偽告知が、S社以前には株式会社リスクマネジ

メントブレインにおけるファンドの取得勧誘の際にS社と同様の関係者により行われていたほか、出資金の大半が既に毀損されているなどの状況にあった。

このため、平成27年8月7日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、S社らを被申立人として、金商法違反行為（金商法第63条第1項第1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年12月4日、S社らに対して、同金商法違反行為の禁止等命令を下した。

③ 株式会社エフ・サポート

（申立日：平成28年3月11日）【附属資料3-5-2（番号17）参照】

株式会社エフ・サポート（以下「F社」という。）及び実質的経営者A（以下、F社と併せて「F社ら」という。）は、F社に上場株式の売買の注文を行うと、これをF社が顧客に代わって証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。また、新規公開株式について、F社が割当てを受けたものを売買できるなどと説明して一般投資家を勧誘し、新規公開株式の売買の注文を受け付け、入金を受けていた。

そして、F社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務の弁済及びF社経費の支払等で費消して毀損しているなどの状況にあった。

このため、平成28年3月11日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、F社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年4月14日、F社らに対して、同金商法違反行為の禁止等命令を下した。

第8 今後の課題と取組み方針

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした状況の下、証券監視委としては、効率的かつ実効性ある証券検査を実施する観点から、第8期証券取引等監視委員会の活動方針等を踏まえ、以下のような施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、金融商品取引業者等について、監督当局や自主規制機関等の連携を一層強化するとともに、各社の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを実施した上で、必要な検査を実施していく。
- (2) 地場の証券会社については、平成27年度において、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま社債の販売を継続していた事案等が生じたが、その背景として、顧客の高齢化等を受け、従来のビジネスモデルの持続が困難となっていたことが考えられたところ。こうしたことから、地場の証券会社について、ビジネスモデルの実態やそ

の持続可能性等について、監督当局と連携しつつ検証を進めていく。

- (3) 適格機関投資家等特例業務届出者については、適格機関投資家である投資事業有限責任組合等に着目した検査を行うなど、より効率的・効果的な検査を行った。

平成 27 年に改正された金商法により、適格機関投資家等特例業務届出者における届出事項や行為規制が拡充されるとともに、業務改善・停止・廃止命令の監督権限が整備されたところ、監督局と連携し、今後とも効果的・効率的な検査を実施していく。

また、改正法が施行された後についても、引き続き悪質な業者が無登録で金融商品取引業を行うなどして、重大な投資被害を発生させる可能性も考えられることから、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て権限の積極的な活用等、引き続き厳正に対処していく。

第5章 取引調査

第1 概説

1 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料3-4-4参照）。

2 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- (3) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- (4) 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされている。

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買

付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(注) 金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)

(2) 仮装・馴合売買(金商法第174条)

課徴金額: 違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(3) 現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)

課徴金額: 違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

(4) 違法な安定操作取引(金商法第174条の3)

課徴金額: 違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(5) 内部者取引(金商法第175条)

課徴金額: 違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

(6) 情報伝達・取引推奨行為(金商法第175条の2)

課徴金額: 違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

(注) 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)により新たに課徴金の対象となったもので、平成26年4月1日以降の違反行為について適用。

(注1) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2) 上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4 平成27年度における活動状況

平成27年度においては、不公正取引に対し、31件(納付命令対象者数)、金額で1億

7,041万5,000円の課徴金納付命令勧告を行った（第6章に係るものを除く。以下本章第2において同じ。）。

第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

- (1) 平成27年度の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告は31件であるが、その内訳は、内部者取引に係る事案が20件、相場操縦に係る事案が10件、偽計に係る事案が1件であり、平成26年度に引き続き内部者取引に係る事案が大半を占めている。また、課徴金額について見ると、内部者取引が合計7,072万円、相場操縦が合計8,745万5,000円、偽計が1,224万円となっている（最高額：相場操縦事案：4,688万円、最低額：内部者取引事案：25万円）。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引212件（個人203件、法人9件）について合計4億3,877万円、相場操縦51件（個人50件、法人1件）について合計2億5,837万5,000円、偽計1件（法人）1,224万円の勧告を行ったこととなる。

平成27年度における内部者取引に係る事案の特徴としては、公開買付けに係る事案の勧告件数が26年度の22件から4件と大きく減少した反面、業績予想等の修正に係る事案の勧告件数が26年度の4件から9件と大きく増加したほか、26年度にはいずれも0件だった業務提携・解消、損害の発生に係る事案の勧告やバスケット条項を適用した事案の勧告が複数みられたことが挙げられる。これらの重要事実の多くは、上場会社の積極的な経営姿勢や変化の早い経済状況に起因するものであり、今後も増加することが考えられるため、証券監視委としても、内部者取引未然防止の観点から、上場会社の関係者等に、より積極的に注意喚起を行うことが必要であると考えている。また、26年4月に施行された情報伝達行為に係る規制が適用された事案の勧告件数が3件みられ、更なる周知徹底が必要と考えている。

相場操縦に係る事案の特徴としては、9事案中6事案で、直前の約定値より高指値の買い注文による買い上がり買付け、及び対当売買を用いた買い上がり買付けが認められているほか、PTS（私設取引システム）を利用した相場操縦行為がみられている。

また、初めて、上場廃止猶予期間に入っていた上場会社が、上場維持を図るため同社株式の株価を高値形成させた事案を偽計として勧告した。

- (2) 平成 27 年度の内部者取引による課徴金納付命令対象となった者の属性を見ると、会社の重要事実を知った第一次情報受領者が 27 件中 16 件 (59.2%) を占めている。会社関係者の情報伝達者について見ると、発行体の役職員による伝達行為が 12 件中 9 件 (75.0%) であった。

重要事実別の勧告件数の推移

	26年度	27年度
新株等発行	1	1
株式分割	1	1
新製品または新技術の企業化	1	0
業務提携・解消	0	5
損害の発生	0	4
子会社異動を伴う株式譲渡等	2	0
業績予想等の修正	4	9
バスケット条項	0	3
公開買付け	22	4
合計	31	27

(注1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう(以下、同様)。
(注2) 重要事実別の勧告件数については、1人の対象者が、複数の重要事実を知って違反行為を行った場合には、それぞれの違反行為ごとに重要事実を重複計上している。

対象者属性別の勧告件数の推移

	26年度	27年度
会社関係者	5	9
発行体役員等	3	5 (※1)
契約締結者等	2	4
公開買付者等関係者	2	1
買付者役員等	1	0
買付者との契約締結者等	1	1 (※2)
第一次情報受領者	24	16
会社の重要事実	4	13
公開買付け事実	20	3
合計	31	26

(注) 対象者属性別の勧告件数については、1人の対象者が、複数の違反行為を行った場合には、それぞれの違反行為ごとに属性を重複計上している。
(※1) うち、2件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。
(※2) うち、1件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	26年度	27年度
会社関係者	4	12
発行体役員等	3	9 (※2)
契約締結者等	1	3
公開買付者等関係者	20	3
買付者役員等	3	0
買付者との契約締結者等	17	3 (※3)
うち 買付対象者役員等	10 (※1)	0
合計	24	15

(注) 情報伝達者属性別の勧告件数については、1人の伝達者が1人の行為者に複数の重要事実を伝達した場合には、それぞれの重要事実ごとに属性を重複計上している。
(※1) 26年度のうち9件は、平成26年4月の改正金商法施行により公開買付けに係る株式の発行者として公開買付者等関係者に該当することとなった事案であるが、便宜上、買付者との契約締結者等として掲載した。
(※2) うち、2件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。
(※3) うち、1件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。

2 勧告事案の概要

平成 27 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1) 内部者取引に対する勧告

① 株式会社エナリス役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 5 月 29 日)【附属資料 3 - 4 - 3 (2)① (番号 2) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エナリス(以下「エナリス」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 26 年 12 月期の売上高及び経常利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、エナリス株式を買い付けた。(課徴金額：257 万円)

② 株式会社フィスコ役員からの情報受領者による同社株式ほか 1 銘柄に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 5 月 29 日)【附属資料 3 - 4 - 3 (2)① (番号 3) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ネクス（以下「ネクス」という。）の親会社である株式会社フィスコ（以下「フィスコ」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、(ア)ネクスの属する企業集団の平成26年11月期の業績予想における売上高について、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実、(イ)フィスコの属する企業集団の平成26年12月期の業績予想における売上高について、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実のいずれも伝達を受けながら、

- (i) ネクスにおける上記事実の公表より前に、自己の計算において、ネクス株式を売り付け
- (ii) フィスコにおける上記事実の公表より前に、自己の計算において、フィスコ株式を売り付けた。（課徴金額：225万円）

③ 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者によるトーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年7月28日）【附属資料3-4-3(2)①（番号6～7）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①及び②は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、

- (i) 課徴金納付命令対象者①については、上記事実の公表より前に、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式を買い付け
 - (ii) 課徴金納付命令対象者②については、上記事実の公表より前に、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式を買い付けた。
- （課徴金額：課徴金納付命令対象者① 459万円、課徴金納付命令対象者② 99万円）

④ パイオニア株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年9月8日）【附属資料3-4-3(2)①（番号9）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、パイオニア株式会社（以下「パイオニア」という。）の社員であったが、その職務に関し、

- (i) パイオニアの属する企業集団の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの会計期間の業績予想における経常利益及び当期純利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、パイオニア株式を売り付け

- (ii)パイオニアの業務執行を決定する機関が、オンキヨー株式会社（以下「オンキヨー」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、パイオニア株式を買い付け
- (iii)パイオニアの役員等が、オンキヨーとの業務提携契約の交渉に関し知った、オンキヨーの業務執行を決定する機関が、パイオニアと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、オンキヨー株式を買い付けた。（課徴金額：96万円）

⑤ スカイマーク株式会社元役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年10月9日）【附属資料3-4-3(2)①（番号11）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、スカイマーク株式会社（以下「スカイマーク」という。）の元役員であるが、その職務に関し、スカイマークの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、上記事実の公表より前に、自己の計算において、スカイマーク株式を売り付けた。（課徴金額：238万円）

⑥ 公開買付者の親会社との契約締結者の社員からの情報受領者によるウェブクルー株式に係る内部者取引違反行為及び当該社員による公開買付けの実施の事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年10月23日）【附属資料3-4-3(2)①（番号13～14）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

- (i) 課徴金納付命令対象者①は、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（以下「ニュートン」という。）の親会社である株式会社光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人が同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、株式会社ウェブクルー（以下「ウェブクルー」という。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、ウェブクルー株式を買い付けた。
- (ii) 課徴金納付命令対象者②は、ニュートンの親会社である株式会社光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であったが、同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実の公表より前にウェブクルー株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。

課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表より前に、自己の計算において、ウェブクルー株式を買い付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 51 万円、課徴金納付命令対象者② 25 万円)

⑦ 株式会社アールテック・ウエノとの契約締結者の職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 11 月 25 日)【附属資料 3－4－3 (2)① (番号 15) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社アールテック・ウエノ（以下「アールテック」という。）との間で治験契約を締結していた法人に勤務し、同治験に従事していた者であるが、同契約の履行に関し、アールテックが本試験を中止することについて決定した旨の、アールテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、アールテック株式を売り付けた。（課徴金額：60 万円）

⑧ 株式会社エスケーエレクトロニクス役員からの情報受領者による内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 12 月 15 日)【附属資料 3－4－3 (2)① (番号 16) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エスケーエレクトロニクス（以下「エスケーエレクトロニクス」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、

(i) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの会計期間の業績予想値について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式を買い付け

(ii) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの会計期間の業績予想値について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式を買い付けた。

(課徴金額：1,563 万円)

⑨ 住友商事株式会社との契約関係者の役員からの情報受領者 2 名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 12 月 22 日)【附属資料 3－4－3 (2)① (番号 18～19) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）の契約関係者の役員から、同人が、契約交渉等に関して知った、住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1,700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実にされた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、住友商事株式を売り付けた。

課徴金納付命令対象者②は、住友商事の契約関係者の役員から、同人が契約交渉等に関して知った、(ア)住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1,700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実にされた旨の重要事実の伝達、(イ)住友商事の属する企業集団の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの会計期間の業績予想における当期純利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達をそれぞれ受けながら、上記各事実の公表より前に、自己の計算において、住友商事株式を売り付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 892万円、課徴金納付命令対象者② 50万円)

⑩ 石山Gateway Holdings株式会社の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年2月2日)【附属資料3-4-3(2)①(番号21)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、石山Gateway Holdings株式会社(以下「ゲートウェイ」という。)の社員である者から、同人がその職務に関し知った、同社が有価証券報告書の虚偽記載をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券取引等監視委員会の強制調査を受けた旨の、同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、ゲートウェイ株式を売り付けた。

(課徴金額：236万円)

⑪ 株式会社アイロムホールディングス社員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該社員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年2月9日)【附属資料3-4-3(2)①(番号22~23)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

(i) 課徴金納付命令対象者①は、株式会社アイロムホールディングス(以下「アイロム」という。)の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、同社の子会社であるディナベック株式会社の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、アイロム株式を買い付けた。

(ii) 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実が公表される前にアイロム株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。

課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表より前に、自己の計算において、アイロム株式を買付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 102 万円、課徴金納付命令対象者② 51 万円)

⑫ 江守グループホールディングス株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 2 月 16 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 24~25) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、江守グループホールディングス株式会社（以下「江守 GHD」という。）の連結子会社の社員であるが、江守 GHD の役員から、同人が職務に関し知った、江守 GHD の平成 27 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約 462 億円を特別損失に計上することが確実にされた旨の、重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、江守 GHD 株式を売り付けた。

課徴金納付命令対象者②は、江守 GHD の連結子会社の社員であるが、課徴金納付命令対象者①から、江守 GHD の平成 27 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約 462 億円を特別損失に計上することが確実にされた旨の、重要事実をその職務に関し知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、江守 GHD 株式を売り付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 107 万円、課徴金納付命令対象者② 753 万円)

⑬ 株式会社 S H I F T 役員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 3 月 25 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 29~30) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、株式会社 S H I F T（以下「S H I F T」という。）の役員として勤務している課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、

(i) 同社の業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をした旨の、重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、S H I F T 株式を買付け

(ii) 同社の属する企業集団の平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの会計期間の売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益について、投資者の投資判断に

及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、SHIF T株式を売り付けた。

課徴金納付命令対象者②は、SHIF Tの役員として勤務している者であるが、その職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの会計期間の親会社株主に帰属する当期純利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、公表がされる前にSHIF T株式の売付けをさせることにより同人の損失の発生を回避させる目的をもって、伝達した。

課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表より前に、自己の計算において、SHIF T株式を売り付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 1,380 万円、課徴金納付命令対象者② 351 万円)

⑭ 日本マニファクチャリングサービス株式会社との契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 3 月 25 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 31) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、兼松株式会社（以下「兼松」という。）の社員であったが、日本マニファクチャリングサービス株式会社（以下「日本マニファクチャリングサービス」という。）と兼松との資本業務提携に関する契約締結の交渉に関し、日本マニファクチャリングサービスの業務執行を決定する機関が、兼松と業務上の提携を行うこと及び同社に対する第三者割当により自己株式の処分を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、日本マニファクチャリングサービス株式を買い付けた。（課徴金額：77 万円）

(2) 相場操縦に対する勧告

① トラスト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 4 月 17 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 1) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社トラストの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。

(課徴金額：170 万円)

② 栄電子株式ほか 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 4) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、

- (i) 株式会社栄電子の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己の計算において、同株式を買い付け、
- (ii) 株式会社ベクターの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己、同族会社及び親族の計算において、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。(課徴金額：4,688 万円)

③ 滋賀銀行株式ほか 4 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 5) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、私設取引システム (Proprietary Trading System。以下「PTS」という。) を利用した株式の売買を誘引する目的をもって、いずれも取引所金融市場に上場されている 5 銘柄の株式につき、取引所金融市場及びPTSにおいて、下値売り注文を大量に入れるなどの方法により、株式の売付けの委託を行うとともに、同各株式を買い付けた。(課徴金額：128 万円)

④ C & G システムズ株式ほか 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 8) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、

- (i) 株式会社C & G システムズ (以下「C & G システムズ」という。) の株式につき、大口の下値買い注文を入れるなどの方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるなどし、
 - (ii) ビリングシステム株式会社の株式につき、前記同様の方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるなどし、
 - (iii) C & G システムズの株式につき、前記同様の方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるなどした。
- (課徴金額：382 万 5,000 円)

⑤ ヤマザキ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 9 月 18 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 10) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ヤマザキの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己の計算において、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。(課徴金額：71 万円)

⑥ 東邦銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 10 月 23 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 12) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社東邦銀行の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。(課徴金額：1,517 万円)

⑦ 琉球銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 12 月 15 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 17) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社琉球銀行の株式につき、同株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、自己及びその親族の計算において、自己による売買の注文を対当させた。(課徴金額：224 万円)

⑧ M i p o x 株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 2 月 2 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 20) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、M i p o x 株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下値買い注文を大量に入れたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるとともに、同株式の買付けの委託を行うなどした。

(課徴金額：58 万円)

⑨ ウィズ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 3 月 15 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 27~28) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

(i) 株式会社トレード・ラボ（課徴金納付命令対象者①、以下「トレード・ラボ」という。）は、トレード・ラボ投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）に出資された財産の運用権限を有していたものである。トレード・ラボの役員として組合財産を運用していた課徴金納付命令対象者②は、トレード・ラボの業務に関し、株式会社ウィズの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文及び買い注文を、課徴金納付命令対象者②の買い注文及び売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付け、そのうち、トレード・ラボらの平成 26 年 8 月度における組合への出資割合分については自己の計算において、それ以外においては自己以外の者である組合への出資者の計算において売買をした。

(ii) 課徴金納付命令対象者②は、株式会社ウィズの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の買い注文を、課徴金納付命令対象者①の売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付け、そのうち、自己の計算で、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 382 万円、課徴金納付命令対象者② 1,125 万円)

(3) 偽計に対する勧告

① インспек株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 3 月 8 日)【附属資料 3-4-3 (2)① (番号 26) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

インспек株式会社の役員甲は、同社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額（以下、両者併せて「時価総額」という。）が平成 24 年 6 月に 3 億円未満となり、同社株式の上場が廃止される状況にあったところ、同社株式の株価を高値形成させることで上場廃止を免れようと企て、同社の業務として、同社社員をして、同社株式につき、買い注文を発注させて約定させ、同社株式の株価を時価総額が 3 億円を超える株価に引き上げるなどした上、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムである TDnet により、上記事情を秘して、あたかも自然の需給によって同社株式の時価総額が 3 億円以上になったかのように装う内容の文章を公表した。

(課徴金額：1,224万円)

3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成26年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① 日神不動産株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告事案

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件重要事実の伝達を受けたことは否認する旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人は本件重要事実を知りながら、この事実が公表される前に日神不動産株式を買い付けたとして、平成27年6月25日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

② 高田工業所株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告事案

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、株式の相場を変動させるべき売買に該当するものではなく、また、他の投資者の売買を誘引する目的はなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買に当たること、また、被審人は、他の投資者の売買を誘引する目的を有していたと認められるとして、平成27年8月6日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成26年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① 岐阜銀行株式に係る相場操縦事案

【平成24年11月16日課徴金納付命令勧告、平成25年4月16日課徴金納付命令決定、平成25年5月15日取消訴訟提起、平成27年1月16日判決（東京地裁）、同月27日控訴（東京高裁）、同年7月10日判決（東京高裁）】

平成27年7月10日、東京高等裁判所は、原告（控訴人）の売買の態様に照らせば、繁盛等誤解目的を有していたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

同年7月25日、原告から上告等がなく上訴期間が経過したことから、控訴審判決及び第一審判決が確定した。

② ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦事案

【平成 25 年 2 月 5 日課徴金納付命令勧告、平成 25 年 12 月 10 日課徴金納付命令決定、同月 26 日取消訴訟提起（東京地裁）、平成 27 年 5 月 28 日判決（東京地裁）、同年 6 月 25 日控訴（東京高裁）、同年 10 月 28 日判決（東京高裁）】

平成 27 年 10 月 28 日、東京高等裁判所は、原告（控訴人）は、本件当時、誘引目的を有していたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

同年 11 月 14 日、原告から上告等がなく上訴期間が経過したことから、控訴審判決及び第一審判決が確定した。

③ 株式会社ノジマとの契約締結者による内部者取引事案

【平成 26 年 4 月 22 日課徴金納付命令勧告、同年 8 月 21 日課徴金納付命令決定、同年 9 月 19 日取消訴訟提起（東京地裁）】

平成 28 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

④ 株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引事案

【平成 26 年 2 月 25 日課徴金納付命令勧告、平成 26 年 12 月 4 日課徴金納付命令決定、同月 24 日取消訴訟提起】

平成 28 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

第 3 今後の課題と取組み方針

不公正取引事案は、年々、複雑化、多様化、悪質・巧妙化していることを踏まえ、平成 27 年度の内部者取引の調査においては、

- (1) 平成 26 年 4 月から導入されている「情報伝達・取引推奨規制」に該当するものがないかどうかについても調査・検証を行い、他人に利益を得させる等の目的をもって情報伝達を行ったと認められた事案 3 件について初めて課徴金勧告を行った。同規制の対象となる事案は今後も増加することが予想されることから、的確に対応していく必要がある。
- (2) 近年の経済環境の変化などを背景に、法令上の決定事実・発生事実・決算情報には該当しないものの、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が公表され、株価が大きく変動する事案が認められていることから、バスケット条項の適用が可能な事案 3 件について課徴金勧告を行った。今後も同様に、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が公表される事案が発生することが予想される状況にあることから、的確に対応していく必要がある。

(3) 上場会社においては、内部者取引を未然に防止するための内部管理態勢の整備に努めてきているが、依然として上場会社の役員や契約締結者等が関与する内部者取引が多数認められている。内部者取引が行われた上場会社との間で、問題発生の原因と必要な再発防止策について問題認識を共有するとともに、課徴金事例集を公表することにより、市場関係者による市場規律強化にも資するように努めているところであるが、引き続き、こうした対応を継続する必要がある。

また、相場操縦事案の調査においては、証券取引所とPTS（私設取引システム）を跨いだ見せ玉を利用した手法や、自ら株価を引き上げるとともにインターネット上の株式掲示板へ多数の書き込みを行う手法等、新たな相場操縦行為についても課徴金勧告を行ったところであるが、今後とも、新たな取引手法による相場操縦行為が行われる可能性があることから、的確に対応していく必要がある。

このような状況を踏まえ、今後以下の取組みを行っていく。

- (1) 市場関係者による自主的な取組みを通じた市場規律の強化に資するため、調査で把握した具体的な違反事例や上場会社の内部管理態勢の問題点等について適時・的確な情報発信に努めるとともに、証券取引所や証券業協会等の自主規制機関を含む市場関係者との間で必要な意見交換等に努める。
- (2) 不公正取引の複雑化、多様化、悪質・巧妙化に的確に対応するため、調査手法の工夫や研修の充実などを通じ、調査能力の向上を図る。

第6章 国際取引等調査

第1 概説

1 国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第5章第1「1 取引調査の目的」、「2 取引調査の権限」、「3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

2 平成27年度における活動状況

(1) 証券監視委では、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。第2章参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらが我が国市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいるところである。

証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ（この考え方は、平成26年1月に策定した第8期活動方針においても、引き続き「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」として掲げられている。）、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにした。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成23年8月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

(2) 国際取引等調査室が調査した結果、平成27年度においては、不公正取引に対し、4件、2,142万円の課徴金納付命令勧告を行った（本章第2-2参照）。これら4件については、平成27年6月19日に勧告した株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員による内部者取引事案、平成27年10月23日に勧告した海外に居住する個人投資家によるゲームオン株式に係る内部者取引事案、平成28年1月29日に勧告したEvo Investment Advisors Ltd.による相場操縦事案、平成28年3月4日に勧告したBlue Sky Capital Management Pty Ltdによる相場操縦事案となっている。

上記4件は、全てクロスボーダー取引を利用した不公正事案であり、株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員による同株式に係る内部者取引事案については台湾金融監督管理委員会（Financial Supervisory Commission）と、海外に居住する個人投資家によるゲームオン株式に係る内部者取引事案については韓国金融委員会（Financial Services Commission）及び韓国金融監督院（Financial Supervisory Service）と、Evo Investment Advisors Ltd.によるディー・ディー・エス株式に係る相場操縦事案については米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）と、Blue Sky Capital Management Pty Ltdによるミクシィ株式に係る相場操縦事案についてはオーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）とそれぞれ緊密に協力・連携した結果、課徴金納付命令勧告に至ったものである。

また、それぞれの事案の特徴として、①極楽湯株式に係る内部者取引事案及び、②ゲー

ムオン株式に係る内部者取引事案については、海外に居住する個人が内部者取引を行った初めて（及び2例目）の勧告事案であったこと、③Evo Investment Advisors Ltd. による相場操縦事案については、取引所の前場の寄り前に取引所と私設取引システム（PTS）を跨いで行われた相場操縦であったこと、④Blue Sky Capital Management Pty Ltdによる相場操縦事案については、課徴金について違反行為者の月額運用報酬額の3倍と算定される平成25年改正金商法の規定^(※)が適用された初めての勧告事案であったことが、それぞれ挙げられる。

なお、上記勧告事案については、発注の一部にアルゴリズムによる自動発注や複数の証券会社を介して発注を行ったものが見受けられているが、調査において、日本取引所自主規制法人の協力を得ることにより、実態把握を行ったものである。

(※) 金商法の平成25年改正（平成26年4月1日施行）により、違反行為者が運用財産の運用として、他人の計算により有価証券売買等を行った場合の課徴金の額の計算は、違反行為の属する月の運用報酬額の3倍と算定されるもの。

第2 国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

平成27年度における不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告（4件）は、2件が内部者取引に係る事案、2件が相場操縦に係る事案であり、対象者別の課徴金額の最高額は920万円、最低額は92万円である。

2 勧告事案の概要

平成27年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1) 株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年6月19日）【附属資料3-4-3(2)②（番号1）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

台湾に居住する個人投資家（課徴金納付命令対象者）は、株式会社極楽湯（以下「極楽湯」という。）との契約の締結の交渉に関し、極楽湯の業務執行を決定する機関が業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、当該重要事実が公表される前に自己の計算において、極楽湯株式を買い付けた。（課徴金額：92万円）

(2) 海外に居住する個人投資家によるゲームオン株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年10月23日）【附属資料3-4-3(2)②（番号2）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

大韓民国に居住する個人投資家（課徴金納付命令対象者）は、ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションとの契約の締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が株式会社ゲームオン（以下「ゲームオン」という。）株式の公開買付けを行うことについての決

定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知らながら、当該事実の公表前に自己の計算において、ゲームオン株式を買い付けた。(課徴金額：386万円)

(3) Evo Investment Advisors Ltd. による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年1月29日) 【附属資料3-4-3(2)②(番号3)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

英国領ケイマン諸島に登記住所を置くEvo Investment Advisors Ltd. (課徴金納付命令対象者)は、そのトレーダーとして株式売買業務に従事していた者において、同社のファンドの運用に係る業務として、東京証券取引所マザーズ市場に上場している株式会社ディー・ディー・エスの株式につき、私設取引システム(Proprietary Trading System。以下「PTS」という。)を利用した同株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年5月15日午前8時20分頃から同日午前8時55分頃までの間、金融商品取引所の午前立会時間開始前の注文受付時間に、株式会社東京証券取引所において、約定させる意思のない大量の成行条件の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、PTSで売り注文を発注し、その売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における同株式の相場を変動させるべき一連の買付けの委託及び売付けをした。(課徴金額：920万円)

(4) Blue Sky Capital Management Pty Ltdによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年3月4日) 【附属資料3-4-3(2)②(番号4)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

オーストラリア連邦に本店を置くBlue Sky Capital Management Pty Ltd (課徴金納付命令対象者)は、その役職員において、同社の業務に関し、東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ミクシの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年6月17日午後1時17分03秒から同日午後2時54分16秒までの間、株式会社東京証券取引所において、大量の成行売り注文を連続して発注して株価を引き下げたり、上値に約定させる意思のない大量の売り注文を発注するなどの方法により、自己以外の者の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。(課徴金額：744万円)

3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成26年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年11月1日に課徴金納付命令勧告を行った、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案については、現在、審判手続中となっている(平成28年4月30日現在)。

② **Areion Asset Management Company Limited**による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

平成26年12月5日に課徴金納付命令勧告を行った、Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦事案については、現在、審判手続中となっている（平成28年4月30日現在）。

※ 平成27年11月9日に、被審人が勧告を公表したことは違法であるとする内容の国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しており、現在、係属中である（平成28年4月30日現在）。

③ **Select Vantage Inc.**による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

平成27年3月6日に課徴金納付命令勧告を行った、Select Vantage Inc.による相場操縦事案については、現在、審判手続中となっている（平成28年4月30日現在）。

(2) **課徴金納付命令決定に対する取消訴訟**

平成26年度以前の課徴金納付命令決定に対して取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① **東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事案**

【平成24年6月8日課徴金納付命令勧告、平成25年6月27日課徴金納付命令決定、平成25年7月26日取消訴訟提起（東京地裁）】
平成28年4月30日現在、取消訴訟係属中。

② **株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引事案**

【平成25年12月2日課徴金納付命令勧告、平成26年10月30日課徴金納付命令決定、平成26年11月28日取消訴訟提起（東京地裁）】
平成28年4月30日現在、取消訴訟係属中。

③ **MAM PTE. LTD.**による内部者取引事案

【平成25年12月2日課徴金納付命令勧告、平成26年12月26日課徴金納付命令決定、平成27年2月3日取消訴訟提起（東京地裁）】
平成28年4月30日現在、取消訴訟係属中。

※ このほか、被審人は、審判手続の進行等に不服があるなどとして、平成26年9月17日及び同年10月14日に、それぞれ東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起しており、前者については、第一審及び控訴審ともに原告敗訴により、平成27年10月14日に上告及び上告受理申立てがなされたが、平成28年2月26日に上告棄却及び上告不受理がなされ、原告敗訴が確定した。後者については、平成27年10月15日に原告敗訴が確定した。また、平成27年8月7日に日本証券業協会が行った外務員職務停止処分を違法として慰謝料請求を求める国家賠償請求訴訟を提起しており、平成28年4月30日現在、係属中である。

第3 今後の課題と取組み方針

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらがわが国市場や投資家へ与える影響が高まっている。また、市場を跨ぐ取引やHFT等の高速取引など、取引形態が複雑化・多様化しているとともに、海外企業が関与するTOBなども増加している。なお、平成27年度においては、新たに台湾、韓国、豪州に居住する者に対して課徴金納付命令勧告を行ったところ、今後も様々な国・地域に居住する者による不公正取引が想定される。このような状況を踏まえ、証券監視委が実効性のある法執行を行っていくには、以下のような取組み方針の下、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不公正取引の実態解明を効率的・効果的に行い、海外の証券規制当局との協働の下、市場の公正性・透明性の確保に努める態勢の確立を目指す必要がある。

(1) 海外証券規制当局との一層の連携強化

これまでもグローバル化する不公正取引に対応するため、証券規制当局間のMMOU（多国間情報交換枠組み）などを活用した海外当局との連携を行ってきたが、近時においても、クロスボーダー取引等、海外の投資家による不公正取引が増加してきている状況を踏まえ、より一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、ネットワークを強化することで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の実態解明に取り組んでいく。

(2) 国際的な事案への対応力を備えた人材育成

クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、国際的な事案への対応力を備えた人材育成に取り組んでいく。

(3) 複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあるほか、取引形態を見ても、HFT等の高速取引が増加している。

証券監視委としては、こうした変化に的確に対応していくために、日本取引所自主規制法人等の各自主規制機関と協働して、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不公正取引の調査に取り組んでいく。

第7章 開示検査

第1 概説

1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うことができるよう、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が公平かつ迅速に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告するほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告を行っている。また、重要な事項について虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

2 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,600社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳

簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条）
- (8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）。

- ・有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ・発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- ・上記（1）～（6）及び（8）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）
- ・上記（7）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 194 条の 7 第 2 項ただし書）

3 開示検査結果に基づく勧告

(1) 課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料 3-4-4 参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 86 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

- ① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
- ② 虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出し等の発行開示）等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 2）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
- ③ 有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出しない行為（金商法第 172 条の 3）
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）
（四半期報告書・半期報告書の場合はその 2 分の 1）
- ④ 虚偽記載のある有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出する行為（金商法第 172 条の 4）
課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額
（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）
- ⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の 5）
課徴金額：買付総額の 100 分の 25
- ⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の 6）
課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25
- ⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の 7）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1
- ⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の 8）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1
- ⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 9）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
- ⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）
課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合
募集・売出総額の 100 分の 4.5（株券等以外は 100 分の 2.25）
ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合
イ）の額に、
$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$
を乗じて得た額

- ⑪ 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）
 課徴金額：イ) 当該発行者等情報が公表されている場合
 600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額
 ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合
 イ)の額に、
 当該発行者等情報の提供を受けた者の数
 発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数
 を乗じて得た額

- ⑫ 特定関与行為（金商法第 172 条の 12）
 課徴金額：特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、
 又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額
 （注）平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年 9 月 6 日以後に
 開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる（金商法第 185 条の 7 第 14 項）。他方、違反者が過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる（金商法第 185 条の 7 第 15 項）。

- (2) 訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告
 開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。

4 平成 27 年度における活動状況

- (1) 平成 27 年度においては、開示会社 17 社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反に対し、6 件、金額で 78 億 12 万円の課徴金納付命令勧告を行った。
 また、開示検査の結果、重要な事項について虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、自発的な訂正を行うよう促している。
 更に、有価証券届出書等を提出せずに有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応している。

検査終了件数		17 件
(うち)	課徴金納付命令勧告を行ったもの	6 件
	課徴金納付命令勧告等は行わなかったものの、自発的な訂正等を促したもの	3 件

- (2) 平成 27 年度においては、以下の方針の下、実施してきた。
 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、機動的な開示検査の実施に努める。
 また、上場企業に関する開示の適正性の確保の観点から、例えば、グローバルに活動する上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、実効的・効率的な開示検査を実施する。
 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、勧告等の厳正な対応をとるとともに、当該企

業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促す等の働きかけを強化する。また、必要に応じて虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し改善を求めるとともに、適正な開示のための取締役、監査役（委員）等に対する働きかけを強化する。

第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等

1 勧告の状況

平成27年度における開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書や有価証券報告書等の虚偽記載であった。

開示書類に係る虚偽記載の内容としては、売上の過大計上、売上原価の過少計上、費用の過少計上、減損損失の不計上、たな卸資産の過大計上等があったほか、新株予約権の割当予定先にかかる反社会的勢力等との関わりについての調査結果等を適切に記載していなかった事案もあった。

なお、平成27年度における開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、73億7,350万円（株式会社東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

2 勧告事案の概要

平成27年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

① 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

（勧告日：平成27年6月19日）【附属資料3-4-3(2)③（番号1）参照】

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（以下①において「当社」という。）は、海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどした。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。（課徴金額：1億3,791万円）

② 株式会社オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

（勧告日：平成27年9月18日）【附属資料3-4-3(2)③（番号2）参照】

株式会社オプトロム（以下②において「当社」という。）は、平成26年6月第1四半期から同年12月第3四半期において、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先である合同会社社会社コンシェルジュのグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていたが、同流出資金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったほか、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった。

これらの結果、当社は、東北財務局長に対し、金商法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を組込情報とする、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させたほか、新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりが懸念がある人物との関係が指摘

されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載するなどした金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。(課徴金額：9,962万円)

③ ジャパンベストレスキューシステム株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

(勧告日：平成27年10月16日) 【附属資料3-4-3(2)③(番号3)参照】

ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下③において「当社」という。)は、子会社において除染作業等を業としていたところ、除染作業が完了していない案件について売上を前倒し計上したり、受注していない案件について架空の売上を計上することにより売上を過大に計上等したほか、損失が見込まれる案件について適切な受注損失引当金の計上をしなかった。

また、当社は、上記子会社に係るのれん等固定資産について適切な減損会計の適用による減損損失の計上等をしなかった。

これらの結果、当社は、東海財務局長に対し、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を参照書類とする金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。(課徴金額：1億6,509万円)

④ 株式会社東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

(勧告日：平成27年12月7日) 【附属資料3-4-3(2)③(番号4)参照】

株式会社東芝(以下④において「当社」という。)は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行った。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行登録追補書類に基づく募集により有価証券を取得させた。(課徴金額：73億7,350万円)

⑤ 新日本建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

(勧告日：平成28年3月29日) 【附属資料3-4-3(2)③(番号5)参照】

新日本建設株式会社(以下⑤において「当社」という。)は、所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産(販売用不動産)を過大に計上するなどした。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。(課徴金額：1,800万円)

⑥ 株式会社フード・プラネットに係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日：平成28年3月29日) 【附属資料3-4-3(2)③(番号6)参照】

株式会社フード・プラネット(以下⑥において「当社」という。)は、当社代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、当社子会

社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上した。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。（課徴金額：600万円）

3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成25年3月29日課徴金納付命令勧告、平成26年8月28日課徴金納付命令決定、平成26年9月26日取消訴訟提起、平成28年2月26日判決（東京地裁）】

平成28年2月26日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の「本件各風力発電機販売幹旋取引には、収益計上に相当する役務の提供及び対価の実態がある」との主張に対し、自社開発案件における原告の役務提供行為は、原告が当該案件を自ら実施していくために当然に必要となる作業にすぎず、対価の支払を求め得るような幹旋といえるだけの実態はなく、原告の設立する完全子会社が原資を提供する仕組みであったからこそ風力発電機メーカーが受け入れた販売幹旋手数料の支払約束をもって、原告の役務提供に対する対価と評価することもできない、加えて原告が監査法人の指摘を受けて直接販売方式から代理店販売方式を採用するに至った経緯に照らし、本件各販売幹旋契約は、そこに定められた原告の役務提供や対価の実態がないまま、当該役務提供による売上があった形とすることを専らの目的として締結されたものであるとして、原告に、請求棄却の判決を言い渡し、判決は確定した。

(2) 訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟

訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【平成25年3月29日訂正報告書提出命令勧告、平成25年4月12日訂正報告書提出命令決定、平成25年4月12日取消訴訟提起、平成28年2月26日判決（東京地裁）】

平成28年2月26日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の「本件各風力発電機販売幹旋取引には、収益計上に相当する役務の提供及び対価の実態があり、また、本件訂正命令に係る聴聞手続に手続的違法がある」との主張に対し、上記(1)記載の内容のほか、本件提出命令に係る聴聞手続に手続的な違法はなかったというべきであるとして、原告に、請求棄却の判決を言い渡し、判決は確定した。

第3 開示検査の結果行われた自発的訂正等

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

また、有価証券届出書等を提出せずに有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財

務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応している。

平成 27 年度に開示検査を終了した事案のうち、自発的な訂正等が行われた主な事案の概要は以下のとおりである。

① A 社（東京証券取引所マザーズ上場、業種：情報・通信）

- ・ A 社は、過去に行われた開示検査により、商取引に仮装した A 社役員等への不正な資金流出に対する貸倒引当金の過少計上等を行ったとして、課徴金納付命令の決定がなされている。当該不適正な会計処理の訂正において、流出した資金は A 社を退任した当該役員（以下「元役員」という。）等に対する債権（貸付金）とされたが、元役員の資産管理会社が保有する当社株式に対して質権を設定する前提で、貸付金の一部に貸倒引当金を計上することを見送っていた。

しかし、元役員は質権設定手続を行わなかったばかりか、当該株式を売却しており、その売却代金も債務弁済に充てなかったことから、当社への担保提供の意思がないと認識できた時点で貸倒引当金を追加計上する必要があると認められた。

また、A 社は、一部の役員に対して役員報酬等の名目で支出した資金の大部分を、求めに応じて元役員に流出させていたことなどから、実体に即した会計処理をする必要があると認められた。このため、有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慫した。

- ・ 上記の結果、平成 27 年 1 月、A 社は訂正報告書を提出した。

※ 特設注意市場銘柄への指定から 3 年を経過し、内部管理体制等に引き続き問題がある場合に該当するとして、同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止

② B 社（非上場、業種：サービス業）

- ・ B 社は、平成 26 年 9 月、有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う行為を止めるよう、関東財務局より文書による警告を受けた。

B 社は、運転資金を調達するため、知人や既存株主から紹介された者等に対して、複数回に渡り当社の自己株式を処分しており、そのうちの 1 回が、届出を必要とする有価証券の募集であった。

B 社は、有価証券届出書等を提出する必要性を認めながらも、作成・提出の目処が立たない状態であったが、開示検査を行ったところ、平成 27 年 6 月、有価証券届出書等を提出した。

第 4 内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行った事例

証券監視委では、上場企業等により開示書類が自発的に訂正された場合でも、必要に応じ、内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行っている。

平成 27 年度においては、以下のような自発的に訂正が行われた事案について、訂正内容、グループ会社の管理態勢などの内部統制上の問題点、再発防止策等の検証等を行った。

① C 社（東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部上場、業種：輸送用機器）

- ・ C 社の米国子会社は、顧客と自動運賃收受システムの納入に関わる契約を締結し、一部

のハードウェア製品の納入に伴い、当製品に関連する売上を計上したが、その後、当該子会社が提供すべき製品・サービスのスケジュール及び範囲に関する顧客側との協議が合意に至らず、本契約に関わる売上及び利益の取消し等が必要になったとして、平成27年5月、C社は有価証券報告書等の自発的な訂正を行った。

② D社（東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部上場、業種：自動車部品）

・ D社の持分法非適用のタイ国の関連会社が、無形固定資産として計上していた開発費は、資産性を認められず全額発生時に費用処理すべきであること、有形固定資産として計上していた金型についても、資産性は認められず減損処理すべきであることなどが判明し、その結果、同社が実質的に債務超過と判断され、これに伴い、改めて持分法適用につき判断すると、同社につき持分法を適用するなどの訂正が必要になったとして、平成27年5月、D社は有価証券報告書等の自発的な訂正を行った。

第5 今後の課題と取組み方針

開示検査の運営に当たっては、以下のような視点に立って開示検査の多様化と高度化を図るよう努めることとしている。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、簡易的な検査やヒアリング等も活用し、機動的な開示検査を実施する。
- (2) 上場企業における開示の適正性を検証する態勢を強化の上、上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目したテーマ等を選定し、その情報収集・分析等を行う。
- (3) 開示検査の実施においては、必要に応じ、虚偽記載等の原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求める。
- (4) 開示検査の実施に際しては、上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」や日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」等を踏まえた適切な調査を実施の上、迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の適正な取組みを促す。
- (5) IT化が進展する中で、虚偽記載の証拠についてもサーバーやパソコン等の電子機器に保存されている電磁的記録が多くなっていることを踏まえ、電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）の更なる活用を進める。
- (6) 上場企業等の国境を越えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努める。
- (7) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、課徴金事例集において、事案の内容に応じ、特性や不適正な開示が行われた原因等を記載するなど、分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第8章 犯則事件の調査・告発

第1 概説

1 犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

2 犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則疑い者又は参考人（以下「犯則疑い者等」という。）に対する質問、犯則疑い者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則疑い者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えをすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある（附属資料1-7-2(4)参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象と規定されている（犯収法第30条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する（金商法第223条、犯収法第30条）。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ（金商法第226条、犯収法第30条）。

3 平成27年度における活動状況

証券監視委は、平成27年度において、計8回の告発を行った。8回のうち7回については東京地方検察庁検察官に告発し、1回については千葉地方検察庁検察官に告発した。

特に、グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件については、警視庁と連携して調査を進め、告発した。

第2 犯則事件の調査・告発実績

1 告発の状況

平成27年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で2件・2名、相場操縦の嫌疑で1件・3名、風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出の嫌疑で1件・2名（ただし、1名は風説の流布及び偽計のみ）、偽計の嫌疑で1件・1法人・2

名、虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で3件・2法人・4名の合計8件、3法人・13名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発した。なお、告発された法人及び個人数は延べの数字である。(附属資料3-6-2参照)

事 件 名	告発年月日	告 発 先
株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件	27年6月2日	千葉地方検察庁 検察官
石山Gateway Holdings株式会社に係る偽計事件	27年6月15日	東京地方検察庁 検察官
石山Gateway Holdings株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件	27年7月3日	東京地方検察庁 検察官
オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(4) ※	27年10月23日	東京地方検察庁 検察官
新日本理化株式会社株券に係る相場操縦事件	27年12月4日	東京地方検察庁 検察官
石山Gateway Holdings株式会社株券に係る内部者取引事件	27年12月8日	東京地方検察庁 検察官
新日本理化株式会社及び明和産業株式会社の各株券に係る風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出事件	27年12月24日	東京地方検察庁 検察官
グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件	28年3月28日	東京地方検察庁 検察官

※ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)は、平成24年3月6日、同事件(2)及び(3)は、同月28日に、いずれも東京地方検察庁検察官に告発を行った。

2 告発事案の概要

平成27年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) 不公正取引に対する告発

① 株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-6-2(事件174)参照》

本件は、株式会社ジアース(以下「ジアース」という。)の新株予約権の引受契約を締結していた会社関係者からの情報受領者である犯則嫌疑者が、第三者割当増資の実施に関する重要事実が公表される前に多数の同社株を買い付けたという内部者取引事件である。犯則嫌疑者は、自己名義の口座だけではなく、借名口座を利用して内部者取引をしていた。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第3項等 情報受領者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成27年6月2日、犯則嫌疑者を千葉地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が開設す

るマザーズ市場に株券を上場していたジアースとの間で、同社が発行していた新株予約権の行使方法などを定める総数引受契約を締結していた会社関係者から、同人が同契約の履行に関して知った、ジアースの業務執行を決定する機関が、株式会社ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨のジアースの業務等に関する重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成25年1月28日から同年3月1日までの間、複数の証券会社を介し、東京証券取引所において、犯則嫌疑者らの名義で、ジアースの株券合計3万1,110株を代金合計7,418万1,482円で買い付けた。

【告発後の経緯】

平成27年6月3日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成27年9月14日、千葉地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に、懲役3年（執行猶予4年）、罰金400万円、日本アセットマーケティング株式会社（ジアースから商号変更）の株式7,800株没収、追徴金約2億5,752万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 複数の他人名義の証券口座を利用し、約1か月間に400回以上に分散して合計7,400万円以上もの買付けを行っており、その規模は大きく、証券監視委の監視から免れる意図も窺われる巧妙な犯行である。
- ・ 内部者取引により取得した株式は、過去の事例と比較してもかなり高額であり、そのような規模に照らすと、本件は、証券市場の公正性及び健全性を損ない、一般投資家の信頼を失わせる悪質な犯行であって、厳しい非難に値する。
- ・ 重要事実を知った後に、投資仲間に対してジアース株の買い推奨を出すなどしており、証券市場の公正性等に対する意識の希薄さも顕著である。

② 石山Gateway Holdings株式会社に係る偽計事件

《附属資料3-6-2（事件175）参照》

本件は、石山Gateway Holdings株式会社（以下「石山ゲートウェイ」という。）の平成26年6月期第2四半期累計期間の業績予想につき、虚偽の業績の上方修正予想を公表したことが、有価証券の取引のため及び相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものと認められるとして、石山ゲートウェイ及び役員2名を告発した事件である。犯則嫌疑者2名は石山ゲートウェイの子会社による、バイオディーゼル発電機の設置等によって、売上及び利益の増加が見込めるとの虚偽の内容を含む投資家情報を公表し、石山ゲートウェイの株価の上昇維持を図ったものである。なお、本件に関連し、上記偽計行為等に係る金商法違反の事実以外について、石山ゲートウェイと取引のあった会社の実質経営者につき、発電事業に係る補助金詐欺を行ったとして詐欺罪等で起訴されたほか、バイオディーゼル発電機の輸入に際して、価格を偽って申告し、消費税等を免れたという関税法等違反で起訴されるなど、他の経済事件とのつながりが見られた事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第158条等 偽計の禁止）として、必要な調査を行い、平成27年6月15日、石山ゲートウェイ及び犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

石山ゲートウェイは、その発行する株券をジャスダック市場に上場しているもの、犯則嫌疑者Aは、石山ゲートウェイの代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは、同社の常務取締役及び同社の連結子会社の代表取締役社長として石山ゲートウェイ及び前記連結子会社の業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者兩名は、虚偽の内容を含む公表を行って、石山ゲートウェイの株価の上昇維持を図った上で、自己らが保有する同社の株券を売却して利益を得ようと考え、共謀の上、同社の業務及び財産に関し、同社の株券の売買のため及びその株価を上昇維持させる目的をもって、真実は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実はなく、これによる売上及び利益の増加見込みがないにもかかわらず、平成25年11月1日、当初予想では見込んでいなかったバイオディーゼル発電機の販売設置等により、平成26年6月期第2四半期におよそ9億円、通期合計15億5,000万円程度の売上が計上される見込みであることなどから、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益の拡大が見込めるため、平成26年6月期第2四半期累計期間の連結業績予想につき、売上高を22億8,500万円、営業利益を3億3,700万円、経常利益を3億2,100万円、四半期純利益を3億400万円に、同期通期の連結業績予想につき、売上高を45億8,800万円、営業利益を4億8,200万円、経常利益を4億4,900万円、当期純利益を4億2,000万円に、それぞれ上方修正する旨の虚偽の内容を含む「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、もって有価証券の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いた。

【告発後の経緯】

(2)①石山Gateway Holdings 株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件を参照。

③ 新日本理化株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-6-2（事件178）参照》

本件は、犯則嫌疑者3名が、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、新日本理化株式会社（以下「新日本理化」という。）株券の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、大量の成行買い注文等の発注等により株価を引き上げ、又は下値に大量の買い注文を発注して、下値を支えるなどを行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第159条第2項第1号等 相場操縦行為等の禁止）として、必要な調査を行い、平成27年12月4日、犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者C、D、Eは、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、新日本理化の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成24年2月15日から同年3月2日までの間、13取引日にわたり、犯則嫌疑者D、Eほか2名義で、証券会社7社を介し、立会時間の開始前に大量の成行買い注文等を発注して始値を引き上げ、立会時間に高指値の買い注文を発注して株価を引き上げ、又は下値に大量の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、同株券合計296万5,600株を買い付けるとともに、同株券合計279万6,600株の買付けの委託を行う一連の取引をし、その株価を871円から1,297円まで上昇させた上、同年2月17日から同年3月5日まで

の間、4取引日にわたり、当該上昇させた株価により、同株券合計147万5,400株を売り付け、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。

【告発後の経緯】

(1)⑤新日本理化株式会社及び明和産業株式会社の各株券に係る風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出事件を参照。

④ 石山Gateway Holdings株式会社株券に係る内部者取引事件
《附属資料3-6-2（事件179）参照》

本件は、石山ゲートウェイの会社関係者からの情報受領者である犯則嫌疑者が、同社が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委による強制調査を受けたとの重要事実が公表される前に同社株を売り抜け、損失回避を図った内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第166条第3項等 情報受領者の禁止行為）として、必要な調査を行い、平成27年12月8日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成26年10月29日、ジャスダック市場に株券を上場していた石山ゲートウェイの従業員から、同人がその職務に関し知った、同日、同社が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の同社の運営、業務及び財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実の伝達を受けたものであるが、同事実の公表前に同社の株券を売り付けて損失を回避しようと考え、法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表前である同月30日、証券会社2社を介し、犯則嫌疑者ほか1名名義の同社株券合計43万5,400株を代金合計4,322万600円で売り付けた。

【告発後の経緯】

平成27年12月8日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成28年2月26日、東京地方裁判所は、被告人が株価暴落前に売り抜けた株数、金額は相応の規模といえ、有価証券取引の公正性、健全性及び証券市場に対する投資家の信頼を損ねるものとして、態様は悪質であるなどとして、被告人に、懲役2年（執行猶予4年）、罰金200万円、追徴金約3,649万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑤ 新日本理化株式会社及び明和産業株式会社の各株券に係る風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出事件

《附属資料3-6-2（事件180）参照》

本件は、犯則嫌疑者C、Dが、共謀の上、有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトにて、新日本理化及び明和産業株式会社（以下「明和産業」という。）株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変

動させた相場により、有価証券の売買を行った事件である。また、当該風説の流布及び偽計行為に関連して、大量保有報告書の不提出行為が認められたことから、併せて告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第158条、第27条の23第1項等 風説の流布、偽計の禁止、大量保有報告書の不提出）として、必要な調査を行い、平成27年12月24日、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1 犯則嫌疑者C、Dは、共謀の上、財産上の利益を得る目的で

- 1 真実は、新日本理化が発行した株券につき、空売り残高の増加及び浮動株の減少による出来高の減少に伴い、株券の調達が困難となった売り方が高値で買い戻すことにより株価が上昇するいわゆる「空売りの踏み上げ相場」が形成されて株価が大きく上昇する状況になく、同株券の保有を継続する意思もないにもかかわらず、過去に株価が上昇した銘柄と同様に膨大な空売り残高が存在し、空売りの踏み上げ相場により株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報に加え、自己らが同株券の保有を継続する旨を示唆しつつ、他の投資家に対しても、自己らと同様、同株券の保有を継続するよう推奨する旨の文章を公表して、同株券の株価を上昇させた上、自己らがあらかじめ買い付けていた同株券を売り付けて利益を得ようと企て、同株券の売買のため及び同株券の株価を上昇させる目的をもって、平成23年11月1日から同年12月29日までの間、3回にわたり、犯則嫌疑者Cが主宰する「般若の会」名義のインターネット上のウェブサイト「時々の鐘の音」に、前記の内容などを記載した虚偽の文章を掲載し、不特定かつ多数の者が閲覧可能な状態にさせて同株券の株価を上昇させた上、同年11月2日から同24年2月10日までの間、49取引日にわたり、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者Dほか2名名義の同株券合計293万株を代金合計16億834万4,600円で売り付け
- 2 真実は、前記1記載のとおり、新日本理化が発行した株券につき、空売りの踏み上げ相場が形成されて株価が大きく上昇する旨の虚偽の情報を公表するなどしたほか、平成24年2月15日から同年3月2日までの間、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をして、その株価を上昇させたものであったにもかかわらず、これらの事実を秘して、自己らが前記「時々の鐘の音」に記載したとおり、同株券の株価が1,297円まで上昇したかのように装い、かつ、真実は、明和産業が発行した株券につき、空売りの踏み上げ相場が形成されて株価が大きく上昇する状況になく、同株券の保有を継続する意思もないにもかかわらず、過去に株価が上昇した銘柄と同様に、空売りの踏み上げ相場により株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報に加え、自己らが同株券の保有を継続する旨を示唆しつつ、他の投資家に対しても、自己らと同様、同株券の保有を継続するよう推奨する旨の文章を公表して、同株券の株価を上昇させた上、自己らがあらかじめ買い付けていた同株券を売り付けて利益を得ようと企て、同株券の売買のため及び同株券の株価を上昇させる目的をもって、同年4月17日、前記「時々の鐘の音」に、前記の内容などを記載した虚偽の文章を掲載し、不特定かつ多数の者が閲覧可能な状態にさせて同株券の株価を上昇させた上、同月18日から同年5月7日までの間、11取引日にわたり、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者Dほか2名名義の同株券合計463万4,400株を代金合計32億5,363万400円で

売り付け

もって、それぞれ、有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、有価証券の売買を行った

第2 犯則疑者Cは

- 1 平成23年9月2日、新日本理化が発行した株券につき、2名名義で、合計185万6,600株を保有するに至り、夫婦の関係にある共同保有者が保有していた28万4,600株を加算した数で除した株券等保有割合が発行済株式総数の100分の5を超える大量保有者となったにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その提出期限までに、関東財務局長に大量保有報告書を提出しなかった
 - 2 平成24年2月29日、新日本理化が発行した株券につき、2名名義で、合計176万5,200株を保有するに至り、前記共同保有者が保有していた23万5,700株を加算した数で除した株券等保有割合が発行済株式総数の100分の5を超える大量保有者となったにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その提出期限までに、関東財務局長に大量保有報告書を提出しなかった
 - 3 平成24年3月14日、明和産業が発行した株券につき、2名名義で、合計223万6,900株を保有するに至り、その株券等保有割合が発行済株式総数の100分の5を超える大量保有者となったにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その提出期限までに、関東財務局長に大量保有報告書を提出しなかった
- ものである。

【告発後の経緯】

平成27年12月7日、犯則疑者C、Dが、(1)③の事件で起訴され、同月25日、両名が本件で追起訴された。東京地方裁判所において公判係属中である。(平成28年4月30日現在)

(2) ディスクロージャー違反に関する告発

① 石山Gateway Holdings株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件 《附属資料3-6-2(事件176)参照》

本件は、石山ゲートウェイの平成26年6月期の決算に係る有価証券報告書に虚偽の記載をしたとして、石山ゲートウェイ及びその役員だった犯則疑者2名を告発した事件である。犯則疑者2名は、共謀の上、架空売上を計上するなどの方法により、売上高、経常利益、税金等調整前当期純利益に虚偽を記載した有価証券報告書を提出した。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第197条第1項第1号等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、平成27年7月3日、石山ゲートウェイ及び犯則疑者A、Bを東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

石山ゲートウェイは、その発行する株券をジャスダック市場に上場しているもの、犯則疑者Aは、石山ゲートウェイの代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則疑者Bは、石山ゲートウェイの常務取締役並びに同社の連結子会社の代表取締役として業務全般を統括していたものであるが、犯則疑者両名は、共謀の上、石山ゲートウェイの業務に関し、平成26年9月29日、関東財務局長に対し、同社の同25

年7月1日から同26年6月30日までの連結会計年度につき、売上高が31億2,471万1,000円(1,000円未満切捨て。以下同じ)、経常損失が3億5,250万5,000円、税金等調整前当期純損失が3億4,956万3,000円であったにもかかわらず、架空売上が計上するなどの方法により、売上高を41億2,616万6,000円、経常利益を3,869万4,000円、税金等調整前当期純利益を4,163万6,000円と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

【告発後の経緯】

平成27年6月16日、石山ゲートウェイ、犯則嫌疑者A、Bが(1)②の事件で起訴され、同年7月6日、石山ゲートウェイ及び犯則嫌疑者Aが本件で追起訴された。

平成28年2月23日、東京地方裁判所は、以下の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 石山ゲートウェイに、罰金1,000万円
- ・ 被告人A(当該会社代表取締役)に、懲役3年(執行猶予4年)、罰金500万円、追徴金約2億3,677万円
- ・ 被告人B(当該会社取締役)に、懲役1年6月(執行猶予4年)、罰金200万円、追徴金約4,811万円

判決理由は以下のような内容である。

- ・ 偽計行為の内容は、赤字見込みであった石山ゲートウェイの業績予想について、発電事業参入を検討していたとはいえ、発電機の輸入販売取引に関して実際には仲介取引を予定していないにもかかわらず、これを販売設置するなどして売上を上げることが予想されるとして、約9億円の架空売上が前提とし、当期純利益を4億円以上に上方修正する業績予想を発表したというものであり、投資家の判断を誤らせるところの大きい悪質な犯行である。
- ・ 粉飾決算も、被告人Aが、前記の架空売上が前提とした上で、これでは黒字転換に足りないことから、投資家の信頼をつなぎ止めるとともに新たな投資を呼び込み株価を上昇させるために、前記架空売上9億円の計上に加えて、他の架空売上の計上や経費の過少計上を合計約1億円余り行って黒字とした虚偽の有価証券報告書を提出したものであって、やはり投資家の判断を誤らせる悪質な犯行である。
- ・ 本件の発覚により石山ゲートウェイは上場廃止となり、投資家が多額の損失を被っているように、投資家に大きな損失を与えるとともに有価証券市場に対する信頼を大きく損なったのであって被告人らは強く非難されるべきである。
- ・ 石山ゲートウェイは、ジャスダック上場企業として投資家に安心して投資してもらえるよう健全な経営と企業情報の開示に努めるべき立場にありながら、被告人Aによる独断的な経営を制御できず、被告人両名らによる偽計行為、粉飾決算を許したのであり、その犯情は重い。

② オリnpas株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(4)

《附属資料3-6-2(事件177)参照》

本件は、既に平成24年3月に共犯者を告発した事案である。当時海外にいた犯則嫌疑者1名が、その後帰国したことを受け、共犯の疑いで調査を行ったところ、犯則の心証を得たため、新たに告発した。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法違反幫助に当たる(第197条第1項第1号等 重要な

事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、平成27年10月23日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、オリンパス株式会社(以下「オリンパス」という。)の代表取締役社長らが共謀の上、同社の業務及び財産に関し

- 1 平成18年4月1日から同19年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月28日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約2,324億5,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 2 平成19年4月1日から同20年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月27日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約2,500億2,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 3 平成20年4月1日から同21年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月26日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約1,208億5,200万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,687億8,400万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 4 平成21年4月1日から同22年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月29日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約1,713億7,100万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に2,168億9,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もってそれぞれ重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した際、その情報を知りながら、有価証券の売買等を目的とする会社の取締役であった者と共同して

- 第1 前記1の事実について、平成19年6月28日までの間、オリンパスの簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどして損失を抱えた金融商品を簿外処理することを可能にするなどし
- 第2 前記2の事実について、平成20年6月27日までの間、前記ファンド等の維持管理及びファンド間の送金を行い、オリンパスの企業買収に関する業務の報酬名目で犯則嫌疑者が経営するAxes America LLC(以下「アクシーズアメリカ」という。)に対する株式オプションを発行させるなどして、損失を抱えた金融商品を簿外処理することを可能にするるとともに同株式オプションの評価額を前記2の有価証券報告書にのれん代として計上することを可能にするなどし
- 第3 前記3の事実について、平成21年6月26日までの間、前記ファンド等の維持管理及びファンド間の送金を行い、オリンパスの企業買収に関する業務の報酬名目でアクシーズアメリカに付与された前記株式オプション及びワラント購入権を、AXAM INVESTMENTS LTD.(以下「AXAM」という。)に買い取

らせ、架空ののれん代相当額をオリンパスに還流させる名目を作成するなどする一方、オリンパスに同ワラント購入権を著しく高額で買い取らせるなどして、損失を抱えた金融商品を簿外処理することを可能にするるとともに同ワラント購入権の代金額を前記3の有価証券報告書にのれん代として計上することを可能にするなどし

第4 前記4の事実について、平成22年3月下旬頃、オリンパスの企業買収に関する業務の報酬名目でアクシズアメリカに付与された前記株式オプションの譲渡を受けたAXAMに対し同株式オプションに代えて付与されていた配当優先株を、オリンパスに著しく高額で買い取らせるなどして、その買取額と簿価との差額を前記4の有価証券報告書にのれん代として計上することを可能にするなどし
もってそれぞれ前記1ないし4の各犯行を容易にしてこれを幫助した。

【告発後の経緯】

平成27年10月23日、犯則嫌疑者が起訴され、東京地方裁判所において公判係属中である。(平成28年4月30日現在)

③ グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件 《附属資料3-6-2(事件181)参照》

本件は、グローバルアジアホールディングス株式会社(以下「グローバルアジア」という。)の平成26年3月期の決算に係る有価証券報告書に虚偽の記載をしたとして、同法人及びその役員だった犯則嫌疑者を告発した事件である。犯則嫌疑者は、架空資産を計上する方法により、虚偽の純資産を記載した有価証券報告書を提出した。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第197条第1項第1号等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、平成28年3月28日、グローバルアジア及び犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

グローバルアジア(平成26年9月12日に株式会社プリンシパル・コーポレーションから商号変更)は、飲食店の運営及び管理等を目的とし、その発行する株券をジャスダック市場に上場していたもの、犯則嫌疑者はグローバルアジアの代表取締役としてその業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者は、グローバルアジアの業務に関し、関東財務局長に対し、グローバルアジアの平成25年4月1日から同26年3月31日までの連結会計年度につき、営業保証金等合計4億4,500万円の架空資産を計上する方法により、純資産が5,782万7,000円(1,000円未満切捨て。以下同じ。)であったにもかかわらず、純資産を5億216万4,000円と記載するなどした虚偽の連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

【告発後の経緯】

平成28年3月28日、犯則嫌疑者が起訴され、東京地方裁判所において公判係属中である。(平成28年4月30日現在)

第3 平成26年度以前の告発事案に係る判決等の概要

平成 26 年度以前の告発事案について、同 27 年 5 月から同 28 年 4 月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

① セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料 3-6-2 (事件 166) 参照》

【平成 25 年 7 月 12 日告発、平成 27 年 5 月 28 日判決 (東京高裁)】

平成 26 年 7 月 4 日、東京地方裁判所が、被告人に、懲役 3 年 (執行猶予 4 年)、罰金 2,000 万円、追徴金約 8,286 万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成 27 年 5 月 28 日、東京高等裁判所は、原判決に事実誤認はなく、量刑が追徴額の点で重すぎて不当であるともいえないなどの理由から、被告人の控訴を棄却した。

被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。(平成 28 年 4 月 30 日現在)

② オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料 3-6-2 (事件 151、156) 参照》

【平成 24 年 3 月 6 日及び同月 28 日告発、平成 27 年 7 月 1 日判決 (東京地裁)】

平成 27 年 7 月 1 日、東京地方裁判所は、被告人らに虚偽有価証券報告書提出罪の幫助犯が成立すると認定し、以下の判決を言い渡した。

- ・ 被告人 A (会社役員) に、懲役 4 年、罰金 1,000 万円、預金債権約 7 億 2,430 万円の没収
- ・ 被告人 B (会社役員) に、懲役 3 年、罰金 600 万円、預金債権約 4 億 1,149 万円の没収
- ・ 被告人 C (会社役員) に、懲役 2 年 (執行猶予 4 年)、罰金 400 万円、預金債権約 1 億 8,944 万円の没収
- ・ 被告人 3 名から追徴金約 8 億 8,399 万円

判決理由は、以下のような内容である。

- ・ 被告人らは、オリンパスの代表取締役を含む正犯者らにおいて、連結会計年度の連続 2 期にわたり、それぞれ連結純資産額を約 1,178 億円余り過大計上した行為について、同社の事業投資ファンドや簿外ファンドを維持、管理することなどによって幫助した。
- ・ これらは、平成 4 年頃から、組織的、継続的に行われてきた粉飾の一環として敢行されたものである上、損失隠しのために複数の海外ファンドを利用したスキームを構築するなど手口も巧妙であって悪質であり、同社の会社規模等を考慮すると、我が国の証券取引市場の公正に対する信頼を大きく揺るがせた。
- ・ 被告人らは、前記スキームの中核をなす簿外ファンド等の維持、管理等を行うなどして正犯者らの行為を容易にしたもので、関与の程度は相当に大きい上、極めて多額の報酬も得ている。
- ・ しかし、被告人らは同社が抱えている損失の全容は知らされておらず、同社側から利用される立場にあり、簿外ファンドに係る資金の具体的な移動も、同社からの指示によるものであったことなどを被告人らに有利に考慮する必要がある。
- ・ 幫助行為について、被告人 A は被告人 3 名の中心となって関わっており、被告人 B はそれを補佐する形で関わっているが、被告人 C は事務面を中心に関わっているにとどまる。

被告人 3 名は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。(平成 28 年 4 月 30 日現在)

なお、被告人 3 名は、上記証取法及び金商法違反の事実に加え、本件に関連し、詐欺、

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の事実でも、起訴され、上記判決を受けている。

③ 株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

《附属資料3-6-2（事件164）参照》

【平成24年12月18日告発、平成27年7月7日決定（最高裁）】

平成25年9月12日、大阪地方裁判所が、被告人（会社役員）に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円、追徴金約6億2,926万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴した。

平成26年3月25日、大阪高等裁判所は、被告人の控訴を棄却し、被告人が上告していた。

平成27年7月7日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

④ 株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-6-2（事件172）参照》

【平成27年2月2日告発、平成27年8月4日判決（東京地裁）及び同年12月9日判決（東京高裁）】

平成27年8月4日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人A（当該会社代表取締役）に懲役2年6月（執行猶予4年）、被告人B（当該会社取締役）に懲役4年6月の判決を言い渡し、被告人Aに対する同判決は確定し、被告人Bは控訴した。

- ・ 被告人兩名は、同社が上場廃止になるのを回避するために、架空の売上を計上し、債務超過が解消したと偽った有価証券報告書を提出した。
- ・ このような虚偽の情報により同社は上場廃止の猶予期間入り銘柄から解除され、一時的には株価が急騰し、その後、証券監視委の調査が行われるなどして本件が発覚すると株価は急落し、結局上場廃止となっている。
- ・ 株式市場や投資家らに与えた影響は少なくなく、株式市場の信頼をも損ないかねない。

平成27年12月9日、東京高等裁判所は、原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえないなどの理由から、被告人Bの控訴を棄却し、上記判決は確定した。

なお、被告人A及びBは、上記金商法違反の事実に加え、本件に関連し、強制執行妨害目的財産損壊等の事実、さらに、被告人Bは業務上横領の事実でも、起訴され、上記判決を受けている。

⑤ 株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-6-2（事件173）参照》

【平成27年3月24日告発、平成27年8月18日及び同年11月25日判決（東京地裁）】

東京地方裁判所は、以下のような理由から、平成27年8月18日、被告人A（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金100万円、追徴金約1,642万円の判決を、また、同年11月25日、被告人B（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金100万円、追徴金約3,284万円の判決をそれぞれ言い渡し、両判決は確定した。

- ・ 買い付けられた株式数、買付金額等に照らし、本件は内部者取引の事案としては相応の規模の事案といえ、証券市場の公正性及び健全性並びに証券市場に対する投資家の信頼を損なった程度は看過し難い。
- ・ 被告人Aは、一次情報受領者として本件犯行を発案し、自己の名義で株取引をすることを回避するなどの思惑から被告人Bを本件犯行に誘い入れ、株取引に関する

豊富な知識を生かして被告人Bに株券の買付け等に関して詳細な指示をするなど、本件犯行を主導し、現実には多額の利益を得ており、利欲的な犯行の動機には、もとより酌量の余地はない。

- ・ 被告人Bは、非身分者であり、身分者（一次情報受領者）である被告人Aから犯行に加担することを誘われ、これに応じて犯行に加担したものであるが、被告人Aからの誘いに積極的に乗じて、実際に買付け行為を行っている。
- ・ 被告人Bは被告人Aに倍する原資を提供し、その結果、本件株券を売り付けたことで被告人Aが得たものの倍額の利益を得ており、利欲的な犯行動機には、もとより酌量の余地はない。

⑥ 証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件

《附属資料3-6-2（事件159、161）参照》

【平成24年7月13日及び同年8月3日告発、平成27年9月25日判決（東京高裁）】

平成25年9月30日、横浜地方裁判所が、被告人に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金150万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成27年9月25日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

- ・ 原判決に事実誤認はない。
- ・ 弁護人は、伝達行為は不可罰であると解すべきであり、原判決の法令の解釈、適用には誤りがあるというが、他人が内部者情報を利用して不正な取引をすることを教唆、幫助する目的で情報を提供した場合には、その行為に可罰性があることは明らかであり、その処罰を免れさせる実質的な理由は何もなく、その場合には不正取引をした者の共犯として処罰されるのは当然のことである。

被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。（平成28年4月30日現在）

⑦ デイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた4銘柄の株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-6-2（事件170）参照》

【平成26年10月7日告発、平成27年10月22日判決（東京地裁）】

平成27年10月22日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人兩名に対し、共に懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金250万円、兩名に対する追徴金約3億9,039万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 本件相場操縦の手法は、被告人らの豊富な資金力を元手として、大量の売り注文を入れて売り需要が高い状況を作成し、安値で買い付ける一方、買い見せ玉を発注することで買い需要の高まりを作成して株価を上昇させて、売り抜けるというものである。
- ・ 被告人らは、相談の上で銘柄を選定し、連絡を取り合いながらタイミングを図り、指値や数量等の調整をして、株価を変動させ、さらに、見せ玉との疑いをもたれないように買い見せ玉については発注から3分経過後に取り消すというルールを定めるなど、巧妙なものである。
- ・ 被告人らは、勤務経験などを通じて培ってきた株取引に関する豊富な知識をいわば悪用する形で、このような巧妙な手法を確立し、常習的かつ職業的に相場操縦行為を繰り返し、わずか4取引日で合計約539万円の利益を得ており、悪質な犯行と言わざるを得ない。
- ・ 株価の値動きの幅は小さくとも、被告人らの市場関与率は高く、市場に与えた影響は小さくないのであって、本件が、有価証券市場取引の公正性や健全な株価形成

機能を害し、一般投資家の判断を誤らせ、市場に対する信頼を失わせた点は看過できない。

⑧ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-6-2（事件151、155）参照》

【平成24年3月6日及び同月28日告発、平成28年2月17日判決（東京高裁）】

平成26年12月8日、東京地方裁判所が、被告人（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金700万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成28年2月17日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

- ・ 被告人が共同経営者らと共にオリンパス関係者と協議し、その求めに応じてオリンパスの簿外損失隠しのスキームを構築した。
- ・ 自らが実質的に関与する会社等において、簿外ファンドの維持管理や同スキーム解消のための資金還流、同資金を処理する（のれん計上）工作等に関与するなどして、それと認識しつつオリンパスの一連の粉飾計上に寄与した事実関係が認められる。
- ・ 以上の経緯、状況、共同経営者らとの関係等からして、本件幫助行為が実質的に被告人の行為と評価できることなどから、原判決の認定は、おおむね論理則、経験則等に適う合理的なものといえ、事実誤認はない。

被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。（平成28年4月30日現在）

⑨ A I J投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件

《附属資料3-6-2（事件158、160、162、163）参照》

【平成24年7月9日、同月30日、同年9月19日及び同年10月5日告発、平成28年4月12日決定（最高裁）】

平成25年12月18日、東京地方裁判所が、被告人A（当該会社代表取締役）に懲役15年、被告人B（当該会社取締役）に懲役7年、被告人C（証券会社代表取締役）に懲役7年、没収金約5億6,884万円、追徴金約156億9,809万円（被告人3名連帯）の判決を言い渡したのに対し、被告人3名は控訴していた。

平成27年3月13日、東京高等裁判所は、被告人3名の控訴を棄却し、被告人3名が上告していた。

平成28年4月12日、最高裁判所は、被告人3名の上告を棄却し、上記判決は確定した。

なお、被告人3名は、上記金商法違反の事実に加え、本件に関連し、詐欺の事実でも、起訴され、上記判決を受けている。

第4 今後の課題と取組み方針

内部者取引、相場操縦、風説の流布・偽計及び虚偽有価証券報告書提出等の犯則行為のうち、重大で悪質なものに対しては、犯則調査の権限を行使し、行為者を告発し刑事罰を科すことで、厳正に対処していく。悪質な行為者を告発することで、一般投資家や市場関係者等に対して、不公正取引に対する警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努める。こうした犯則調査の実施にあたっては、以下の課題に重点的に取り組んでいく。

(1) 犯則行為の複雑化・巧妙化に対する調査手法の高度化

最近の告発事案においては、例えば、相場操縦と風説の流布・偽計を組み合わせた事案や、当局による監視の目を意識した株価の小幅な操作により広く浅く利益を上げることを繰り返す事案が認められるなど、犯則行為の複雑化・巧妙化が進んでいる。

こうした動きに対しては、調査手法を常に工夫し、見直すことにより、犯則調査を効果的・効率的に行い、厳正に対処する。

(2) 金商法違反を含む複合的な経済事件への対応

近年、犯則調査の対象となる事案において、金商法違反のみならず、それ以外の経済犯罪にもからむ場合や反社会的勢力の関与が疑われる場合が増えてきている。このような事件に対して、証券監視委は、捜査当局等の関係機関と連携することで実態解明を行い告発につなげている。

今後も、犯則調査の範囲にとどまらない広がりや疑われる事案については、その内容に応じ、適切に対応できるよう、各地域の捜査当局等の関係機関と連携を一層強化する。

(3) 証券取引のグローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、わが国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになってきている。こうした中、海外関連会社等を通じた不公正取引や虚偽記載等に加え、金融商品取引に精通した者による悪質な詐欺的取引が国境を越えて行われる例も出てきている。

証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を作らずに、このような事案に厳正に対処していくため、国際的な情報交換等の枠組みに基づき、海外当局への調査依頼等を積極的に実施するなど、海外当局との一層の連携強化により、事案の実態解明を進め、適切な法執行に努める。

(4) デジタル・フォレンジックの有効な活用

IT化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタル・フォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、職員がデジタル・フォレンジックを積極的に活用できるよう、ノウハウを習得するための実務的な研修を充実させるほか、関連システムの高度化を図る。

(5) 人材の育成

犯則調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な能力が必要であり、職員の専門的な調査能力を向上させることが重要な課題となっている。

今後も、検察等との人事交流や研修の充実、職員育成の観点を踏まえた人事運用により、必要な人材の育成に取り組む。

おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、毎年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、この「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成 27 年度中に実施した勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表が、証券監視委の活動に対する理解の向上や、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の強化の一助となれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報提供窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。「相場操縦」や「インサイダー取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報のほか、「投資に関する詐欺行為」に関する情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報提供の窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれらの窓口をご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。